伝統仏教の比丘戒律

——本 篇 (上)——

片 山 一 良

「序編」では、『パーティモッカ』($P\bar{a}timokkha$)の「序」($Nid\bar{a}na$)について、その註釈『カンカーヴィタラニー』($Kankh\bar{a}vitarani$)とともに、和訳をもって紹介した。拙稿「伝統仏教の比丘戒律一序篇」(『駒沢大学仏教学部論集』第25号、平成 6 年)をご覧いただきたい。

「序」の趣旨は、伝統仏教における僧団 (saṅgha) の、いわば社会的根拠としての<和合> (sāmaggī) と、個人的根拠としての<清浄> (pārisuddhi) とを確認し、全体を維持して行こうとする意志の表明にあると言える。そのことは「註釈」が細かな説明の中でよく示しているところである。

以下には,「本篇」として,序に続く具体的な『パーティモッカ』の学 処(戒条)を,伝統的解釈に基づき,順次紹介したいと思う。ただし,本稿で扱うものは,次のような最初の四章であり,その章名は通称に従うものとする。

第一 波羅夷 (Pārājika) の章 4条 〔戒1-4〕 第二 僧残 (Saṅghādisesa) の章 13条 〔戒5-17〕 第三 不定 (Aniyata) の章 2条 〔戒18-19〕 第四 捨堕 (Nissaggiya-pācittiya) の章 30条 〔戒20-49〕

その紹介にあたっては、まず各学処に、その番号と名称、227 戒中の通し番号を、また比丘尼戒と共通しないものについては*印を付してこれを示した。次にパーリの各学処の和訳と原文を掲げた。そして、これに随時「註釈」「復註釈」による若干の説明を加えたが、それらはあくまでも基礎資料を提供する範囲にとどまるものでしかない。

なお、ここに使用される文献は次の通りである。

Be, Pātimokkha-Pāli, 1977 (ビルマ〔ミャンマー〕第六結集版)〔底本に使

用〕

- Be, Kankhāvitaraṇī-Aṭṭhakathā, 1977 (同第六結集版) [K (Re) の補充資料]
- Be, Kankhāvitaraṇī-Purāṇaṭīkā, 1961 (同第六結集版) [略号 KP]
- Be, Kankhāvitaraṇī-Abhinavaṭīkā, 1961 (同第六結集版) [略号 KA]
- Re, Kankhāvitaraṇi, 1956 (PTS版) [略号 K]
- Re, Samantapāsādikā, 1924—1947 (PTS版) [略号 Sp]
- Re. Vinayapiṭakam, 1964 (PTS版) [略号 V]

わが国における『パーティモッカ』の主な和訳文献を参考までに示せば、次 の通りである。

『南伝大蔵経第五巻』(律蔵五所収「比丘波羅提木叉」) 昭和15年, 大蔵出版 『巴漢和対訳・戒律の根本』(比丘波羅提木叉) [長井真琴] 昭和50年, 国書 刊行会(初版昭和4年)

『仏教経典史論』(戒律の研究) [赤沼智善] 昭和56年復刻,法蔵館 『二百五十戒の研究』(Ⅰ)(Ⅱ) [平川彰著作集第14,15巻] 平成5年,春秋 社

〔波羅夷の章〕

波羅夷の誦唱 (Pārājikuddesa)

そこで、つぎに、四の波羅夷法が唱えられます。 tatr' ime cattāro pārājikā dhammā uddesaṁ āgacchanti.

〔波羅夷1〕 婬法に関する学処(戒1)

比丘にして、もろもろの比丘の学戒と学処をそなえたまま、学戒を捨てることなく、非力を明らかにすることなく、婬法を行なうならば、たとえ牝の動物とであっても、波羅夷となり、共住できない者となる。

1. methunadhamma-sikkhāpada

yo pana bhikku bhikkhūnam sikkhāsājīvasamāpanno sikkham appaccakkhāya dubbalyam anāvikatvā methunam dhammam paṭiseveyya, antamaso tiracchānagatāya pi, pārājiko hoti asamvāso.

「比丘」とは、〈来たれ、比丘よ〉(ehi-bhikkhu)、三帰依(saraṇa-gamana)、教誡を受けること(ovāda-paṭiggahaṇa)、問答(pañha-vyākaraṇa)、八重法を受けること(garudhamma-paṭiggahaṇa)、使者(dūta)、八語(aṭṭhavācika)、白四羯磨(ñatticatuttha-kamma)の八種のいずれかによって入団(upasampadā)[進具]を得た者をいうが、ここでは白四羯磨による者をさす(K. 17)。「学戒」(sikkhā)とは最上戒(adhisīla)(K. 19)、「学処」(sājīva)とはパーティモッカ防護戒(Pātimokkhasaṃvarasīla)のこと(KA. 177)。「捨てること」は、〈私は仏を捨てます〉などと告げて成立する(K. 20)。「姪法」(methuna-dhamma)とは、性欲に纏りつかれた同類の二人の行為(K. 21)。「波羅夷となり」(pārājika)とは、「頭を切断された者がその身体をもって生きることができないように、姪法を行なった者は、沙門でもなく釈子でもないから、波羅夷となり」(V. III. 28)、「敗北した者(parājita)、敗北している者(parājayant)となる」(Sp. 259)ということ。「共住できない」(asaṃvāsa)とは、正規の比丘と共同の生活・行事ができないこと(K. 21)をいう。なお本学処は、仏がヴェーサーリー(Vesāli)において、スディンナ長老が旧妻と交わった事件を理由に、制定されたものである。

〔波羅夷2〕 不与取に関する学処(戒2)

比丘にして, 村から, あるいは森から, 与えられないものを盗み心に よって取るならば, ちょうど与えられないものが取られたとき, 諸王 が盗人を捕らえ、「おまえは盗人だ」「おまえは愚か者だ」「おまえは ばか者だ」「おまえは泥棒だ」といって、打ちつけたり、縛ったり、 追放したりするような、そうした与えられないものを比丘が取るなら ば、かれもまた、波羅夷となり、共住できない者となる。

2. adinnādāna-sikkhāpada

yo pana bhikkhu gāmā vā araññā vā adinnaṁ theyyasaṅkhātaṁ ādiyeyya, yathārūpe adinnādāne rājāno coraṁ gahetvā haneyyuṁ vā bandheyyuṁ vā pabbājeyyuṁ vā "coro' si", "bālo' si", "mūļho' si", "theno' sī" ti, tathārūpaṁ bhikkhu adinnaṁ ādiyamāno ayam pi pārājiko hoti asaṁvāso.

「村」(gāma) とは、「一軒などに区分されるものであり、それは塀があるものでも、塀がないものでも、有人でも、無人でも、何らかの隊商が最小限 4 カ月滞在したものでも、すべて村と知られる」。また「森」(arañña/荒野)とは、「村、村の周辺(gāmūpacāra)を除く残り」(K. 26)。「与えられないもの」とは、昔の貨幣で 1 パーダ(=5 マーサカ)、もしくはそれに相当する物品をさす(K. 30)。「諸王」とは、実際はビンビサーラ王のみについて言われており、他の者は判断の基準にならない(K. 29–30)とされる。なお本学処は、ラージャガハ(Rājagaha)において、ダニヤ長老が王の木材を盗んだ事件を理由に、制定されたものである。

〔波羅夷3〕 殺人に関する学処(戒3)

比丘にして、故意に人身から命を奪ったり、その命を奪うことのできる武器を求めたり、死を賛美したり、死を勧めたり、あるいは「おい、男よ、おまえにはその悪いつまらぬ命が何になるのか。おまえは生きているより死んだほうがいい」と、このように心に思い、心に考えて、さまざまな方法で死を賛美したり、死を勧めたりするならば、かれはまた、波羅夷となり、共住できない者となる。

3. manussaviggaha-sikkhāpada

yo pana bhikkhu sañcicca manussaviggahaṁ jīvitā, voropeyya, satthahārakaṁ vā 'ssa pariyeseyya, maraṇavaṇṇaṁ vā saṁvaṇṇeyya, maraṇāya vā samādapeyya "ambho purisa kiṁ tuyh' iminā pāpakena dujjīvitena, mataṁ te jīvitā seyyo" ti, iti cittamano cittasaṅkappo anekapariyāyena maraṇavaṇṇaṁ vā saṁvaṇṇeyya, maraṇāya vā samādapeyya, ayam pi pārājiko hoti asaṁvāso. 「人身」とは、「受精以後、命のある人間として生まれた身体」(K.30)のこと。「死を 賛美したり」とは、「言葉によって、あるいは ターラ樹葉などに 書いて、くこのようにして 死ぬ者は財を得る〉などの仕方で死の徳を説いたり」(K.31) ということである。ただし、 「無意識に殺している者、知らずにいる者、死を意図しない者、精神錯乱者などは無罪であ る」(K.32)。なお本学処は、ヴェーサーリーにおいて、多くの比丘が互いに生命を奪い合 った事件を理由に、制定されたものである。

〔波羅夷4〕 超人法に関する学処(戒4)

比丘にして、悟っていないにもかかわらず、すぐれた聖なる智見の超 人法を、自分に関係させ、「わたしはこのように知っている」「わたし はこのように見ている」と言い触らした場合、その後に、問い詰めら れても、問い詰められなくても、違犯した者が浄化を求めて、「友よ、 わたしはこのように知らないのに知っていると言った。見ていないの に見ていると、嘘、偽りを述べた」とこのように語るならば、増上慢 の者を除き、かれはまた、波羅夷となり、共住できない者となる。

4. uttarimanussadhamma-sikkhāpada

yo pana bhikkhu anabhijānam uttarimanussadhammam attūpanayikam alamariyanāṇadassanam samudācareyya "iti jānāmi", "iti passāmī" ti, tato aparena samayena samanuggāhiyamāno vā asamanuggāhiyamāno vā āpanno visuddhāpekkho evam vadeyya "ajānam evam āvuso avacam 'jānāmi', apassam 'passāmi', tuccham musā vilapin" ti, annātra adhimānā, ayam pi pārājiko hoti asamvāso.

「聖なる智見」とは、「清浄(visuddha)にして最上(uttama)の、三明(ti-vijjā)である智(ñāṇa)という見(dassana)」(Sp. 489)。「超人法」とは、「超人たる 禅定者(jhāyī)や聖人(ariya)たちの法」(K. 33)、すなわち「禅(jhāna)、解脱(vimokkha)、定(samādhi)、等至(samāpatti)、智見(ñāṇadassana)、修道(magga-bhāvanā)、証果(phala-sacchikiriyā)、煩 悩捨 断(kilesa-pahāna)、心の離蓋(vinīvaraṇatā cittassa)、空屋の歓喜(suññāgāre abhirati)」(V. III. 91)のこと。「浄化」とは、「在家者になることなど」(K. 33)をいう。「増上慢の者」とは、「行(saṅkhāra)を三相(無常・苦・無我)にのせて思惟し観(vipassanā)に努めているとき、得られていないのに、〈得たという思い〉(pattasaññitā)と称する慢(adhimāna)が起こる者」(K. 34)と言われる。なお本学処は、ヴェーサーリーにおいて、ヴァッグムダー川辺で雨安居に入った比丘らが飢饉時に生活のため超人法を言い触らした事件を理由に、制定されたものである。

皆さん,四の波羅夷法は唱えられました。比丘にして,このいずれか一つでも犯したならば,その後は以前のように,もろもろの比丘と共住することができません。波羅夷となり、共住できない者となります。

そこで、皆さんにお尋ねします。この点について清浄で しょうか。

再びまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。この点について清浄でしょ うか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。それゆえ、沈黙して いるのです。

このように、私はこのことを了解いたします。

[波羅夷終わる]

uddiṭṭhā kho āyasmanto cattāro pārājikā dhammā. yesam bhikkhu aññataram vā aññataram vā āpa-jjitvā na labhati bhikkhūhi saddhim samvāsam yathā pure, tathā pacchā, pārājiko hoti asamvāso.

tatth' āyasmante pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā.

dutiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. tatiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. parisuddh' etth' āyasmanto, tasmā tuṇhī, evam etaṁ dhārayāmi.

(Pārājikam niţţhitam)

以上で四種の波羅夷法の誦唱は終るが、波羅夷罪に合計二十四種あることが知られねばならない。何かというと、まずパーリ(聖典)に述べられている比丘の四種と比丘尼の不共通の四種とで八種、それらと去勢者などの「入団不可能と称される波羅夷」(abhabbabhāva-saṅkhāta-pārājika)十一種とで十九種の波羅夷罪になる。そして在家者になることを望む「比丘尼の還俗波羅夷」(bhikkhunī-vibbhantabhāva-p°)を含めて二十種、さらに四種の「随順波羅夷」(anuloma-p°)を加えれば二十四種になる(K. 34)。

〔僧残の章〕

僧残の誦唱 (Sanghādisesuddesa)

皆さん, つぎにまた, 十三の僧残法が唱えられます。 ime kho pan' āyasmanto terasa saṅghādisesā dhammā uddesaṁ āgacchanti.

[僧残1] 射精に関する学処(戒5)*

故意に射精すれば、夢の中を除き、僧残となる。

1. sukkavissatthi-sikkhāpada

sancetanikā sukkavisatthi annatra supinantā sanghādiseso.

「僧残」とは、「僧団(saṅgha)が、初め(ādi)にも[別住を与えるために〕、残り(sesa)にも[中間にはマーナッタを与えるために、あるいは本日治とともにマーナッタを与えるために、そして終わりには復帰のために]求められるから僧残(saṅgha-ādi-sesa)である」(K. 35)。ここにいう「別住」(parivāsa)とは、この罪を犯し隠していた場合にその日数分だけ、まず最初に行なう謹慎生活のこと。「マーナッタ」(mānatta)とは、別住の後に行なう本来の罰則であり、比丘の主たる資格が奪われた六日間の謹慎生活をいう(マーナッタについては、本章末尾註参照)。もしその間に同罪を犯せば、本の日に戻ってやり治す「本日治」(mūlāya paṭikassati)の罰が与えられる。「復帰」(abbhāna)とは、すべてを終えて許される出罪のことであり、そのための儀式には20人の僧団が求められねばならない。なお本学処は、サーヴァッティ(Sāvatthi)において、セッヤサカ比丘が自慰行為に及んだ事件を理由に、制定されたものである。

〔僧残2〕 身体の接触に関する学処(戒6)*

比丘にして、とり憑かれ、変わり果てた心で、女性と身体を接触し、 手を握ったり、髪を摑んだり、あるいは何れかの部分を撫でたりする ならば、僧残となる。

2. kāyasamsagga-sikkhāpada

yo pana bhikkhu otiņņo vipariņatena cittena mātugāmena saddhim kāyasamsaggam samāpajjeyya hatthaggāham vā veņiggāham vā añnatarassa vā annatarassa vā angassa parāmasanam, sanghādiseso.

「とり憑かれ」とは、「性欲にとり憑かれ」。「女性と」とは、「生きている人間の女性と、 たとえその日に生まれたばかりの女の子とであっても」(K. 36)の意。なお本学処は、 サ ーヴァッティにおいて、ウダーイ長老が自分の 精舎を見にやって 来た女性の身体に触れた 事件を理由に、制定されたものである。

〔僧残3〕 卑猥な言葉に関する学処(戒7)*

比丘にして、とり憑かれ、変わり果てた心で、ちょうど若い男性が若い女性に婬行に関する言葉をもってするように、女性に、卑猥な言葉をもって話しかけるならば、僧残となる。

3. dutthullavācā-sikkhāpada

yo pana bhikkhu otinno viparinatena cittena mātugāmam duṭṭhullāni vācāhi obhāseyya, yathā tam yuvā yuvatim methunupasamhitāhi, sanghādiseso.

「卑猥な言葉」とは、「大便道、小便道、性行為に関する言葉」(K. 37)。ただし、「意味 (attha)を目的として語る場合、法(dhamma)を目的として述べる場合、教示(anusāsanī) を目的とする場合は、違犯にならない」(V. III. 130)。 なお本学処は、サーヴァッティに おいて、ウダーイ長老が自分の精舎で女性に卑猥な言葉をもって話しかけた事件を理由に、制定されたものである。

[僧残4] 自分への愛欲奉仕に関する学処(戒8)*

比丘にして、とり憑かれ、変わり果てた心で、女性の近くにおいて、 「貴女よ、わたしのように戒があり、梵行があり、善法がある者に、 この法をもって奉仕するなら、それは奉仕の中の最上のものだ」と、 婬行に関することをもって、自分への愛欲奉仕を賛美するならば、僧 残となる。

4. attakāmapāricariya-sikkhāpada

yo pana bhikkhu otinno viparinatena cittena mātugāmassa santike attakāmapāricariyāya vannam bhāseyya, "etadaggam bhagini pāricariyānam yā mādisam sīlavantam kalyānadhammam brahmacārim etena dhammena paricareyyā" ti methunupasamhitena, sanghādiseso.

「戒があり」とは殺生などを離れることによって、「梵行があり」とは婬法を離れることによって、「善法がある」とはその両者によって、ということである(K. 38)。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウダーイ長老が女性信者の家で自分への 愛欲奉仕を賛美した事件を理由に、制定されたものである。

「僧残5〕 仲介に関する学処(戒9)

比丘にして、男性の意向を女性に、あるいは女性の意向を男性に、た

とえ一時的であれ、妻となるための、あるいは夫となるための、仲介をするならば、僧残となる。

5. sañcaritta-sikkhāpada

yo pana bhikkhu sañcarittam samāpajjeyya itthiyā vā purisamatim, purisassa vā itthimatim, jāyattane vā jārattane vā, antamaso tam khaņikāya pi, saṅghādiseso.

「仲介」(sancaritta) とは、「男女の間を歩き回ること」(K. 38) をいう。ただし「僧団のために、あるいは塔のために、あるいは病人のために 用事で行く場合、精神錯乱者の場合、初犯者の場合は無罪である」(V. III. 143) とされる。そのうち僧団の用事で行く場合とは、「職人たちの食べ物や賃金のために、病人の薬のために、比丘を、信士が信女のもとへ、あるいは信女が信士のもとへ遣わすなどの場合」(KA. 235–236) である。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウダーイ長老が信者の適齢期にある男女を一方的に仲介した事件を理由に、制定されたものである。

[僧残6] 房舎建立に関する学処(戒10)*

比丘が、施主のいない、自己指定の、房舎を自ら乞い求めて作らせる場合、規定量のものを作らせねばならない。その場合の規定量は次の通りである。すなわち、長さは仏の手長で12手長、幅は内規が仏の手長で7手長である。敷地を指定するために、もろもろの比丘を連れて来なければならない。かれら比丘は、危険のない、回り切れるほどの敷地を指定しなければならない。もし比丘が、危険のある、回り切れないような敷地に、房舎を、自ら乞い求めて作らせたり、敷地を指定するためにもろもろの比丘を連れて来なかったり、あるいは規定量を超えたりするならば、僧残となる。

6. kuţikāra-sikkhāpada

saññācikāya pana bhikkhunā kuṭiṁ kārayamānena assāmikaṁ attuddesaṁ pamāṇikā kāretabbā, tatr' idaṁ pamāṇaṁ. dīghaso dvādasa vidatthiyo sugatavidatthiyā tiriyaṁ sattantarā. bhikkhū abhinetabbā vatthudesanāya, tehi bhikkhūhi vatthuṁ desetabbaṁ anārambhaṁ saparikkamanaṁ. sārambhe ce bhikkhu vatthusmiṁ aparikkamane saññācikāya kuṭiṁ kāreyya, bhikkhū vā anabhineyya vatthudesanāya, pamāṇaṁ vā atikkāmeyya, saṅghādiseso. 「房舎」(kutī) とは、漆喰や粘土で内部を塗ったもの(ullitta)、外部を塗ったもの(avalitta)、内外を塗ったもの(ullittāvalitta)のいずれか(V. III. 151; K. 40)をいう。個々人の僧房をさす。「仏の手長」(Sugata-vidatthi)とは、仏の手の長さということ、「平均的男性の三手長、大工の手によれば 1.5 ハッタ(約75cm)」(K. 40)とされる。「危険のない」(anārambha)とは、蟻・白蟻・鼠・蛇・蝎・百足・象・馬・ライオン・虎・豹・熊・ハイエナという十三の棲処(āsaya)の危険、および七穀処・七菜処・屠殺場・刑場・墓地・庭園・王地・象舎・馬舎・監獄・酒屋・肉屋・車道・四辻・集会場・幕場という十六の依り所(nissita)の害のないこと(V. III. 151; K. 41)をいう。「回り切れる」(saparikkamana)とは、「二頭あるいは四頭の軛牛につないだ車が、一輪を軒先の水が落ちる場所にし、一輪を外にして回転できる」(K. 41)の意。なお本学処は、アーラヴィー(Āļavī)において、アーラヴィーの比丘たちが自分勝手に房舎を求め信者たちを悩ませた事件を理由に、制定されたものである。

〔僧残7〕 精舎建立に関する学処(戒11)*

比丘が、施主のいる,自己指定の,大きい精舎を作らせる場合,敷地を指定するために,もろもろの比丘を連れて来なければならない。かれら比丘は,危険のない,回り切れるほどの敷地を指定しなければならない。もし比丘が,危険のある,回り切れないような敷地に,大きい精舎を作らせたり,敷地を指定するためにもろもろの比丘を連れて来なかったりするならば,僧残となる。

7. vihārakāra-sikkhāpada

mahallakam pana bhikkhunā vihāram kārayamānena sassāmikam attuddesam bhikkhū abhinetabbā vatthudesanāya, tehi bhikkhūhi vatthum desetabbam anārambham saparikkamanam. sārambhe ce bhikkhu vatthusmim aparikkamane mahallakam vihāram kareyya, bhikkhū vā anabhineyya vatthudesanāya, sanghādiseso.

「大きい精舎」(mahallaka-vihāra) とは、施主がいることによって自分のために求めた房舎 (kuṭī) より大きいもので、また内部を、あるいは外部を、あるいは内外部を塗ったもの (V. III. 156; K. 42) をいう。なお本学処は、コーサンビー(Kosambī)において、チャンナ比丘が精舎地を浄めるに際し誰からも崇拝されていた霊樹を切らせた事件を理由に、制定されたものである。

〔僧残 8〕 悪意・怒りに関する学処(戒12)

比丘にして、悪意をもち、怒りをもち、不満をもち、他の比丘に、根

拠のない波羅夷法をもって、「この者をこの梵行から落としてやろう」と攻撃するならば、それより後刻に、詰問されても詰問されなくても、その事柄がまったく根拠のないものとわかり、また比丘が怒りを認めるならば、僧残となる。

8. duṭṭhadosa-sikkhāpada

yo pana bhikkhu bhikkhum duṭṭho doso appatīto amūlakena pārājikena dhammena anuddhamseyya, "app'eva nāma nam imamhā brahmacariyā cāveyyan" ti, tato aparena samayena samanuggāhiyamāno vā asamanuggāhiyamāno vā amūlakañ c' eva tam adhikaraṇam hoti, bhikkhu ca dosam patiṭṭhāti, saṅghādiseso.

「根拠のない」(amūlaka)とは、「攻撃される人に見られない(adiṭṭha)、聞かれない(asuta)、疑われない(aparisaṅkita)」(V. III. 163; K. 42)ということ。「波羅夷法をもって」とは、「四波羅夷のいずれかでもって」(V. III. 163)、あるいは「比丘に相応する十九の波羅夷のいずれかでもって」(K. 42)の意。「梵行から」とは、「比丘の状態から、沙門の法から、戒 蘊 から、修行の徳から」(V. III. 164)。「詰問されても」とは 検 問者(anuvijjaka)による詰問をいう(K. 43)。「事柄」(adhikaraṇa)とは、諍論事(vivāda-a°)、非難事(anuvāda-a°)、罪事(āpatti-a°)、行事(kicca-a°)の四をさす(V. III. 164)。なお本学処は、ラージャガハにおいて、メッティヤ比丘とブーマジャカ比丘がメッティヤー比丘尼に指示しダッバ・マッラプッタ尊者を罪に陥れようとした事件を理 由に、制定されたものである。

〔僧残9〕 別種に関する学処(戒13)

比丘にして、悪意をもち、怒りをもち、不満をもち、他の比丘に、波羅夷法をもって、別種の事柄の何らかのわずかに類似した点を取り上げ、「この者をこの梵行から落としてやろう」と攻撃するならば、それより後刻に、詰問されても詰問されなくても、その事柄がまったく別種のものでも、何らかのわずかに類似した点が取り上げられたものとわかり、また比丘が怒りを認めるならば、僧残となる。

9. aññabhāgiya-sikkhāpada

yo pana bhikkhu bhikkhum duṭṭho doso appatīto aññabhāgiyassa adhikaraṇassa kiñci desam lesamattam upādāya pārājikena dhammena anuddhamseyya, "app' eva nāma nam imamhā brahmacariyā cāveyyan" ti, tato aparena samayena samanuggāhiyamāno vā asamanuggāhiyamāno vā aññabhāgiyañ c' eva taṁ adhikaraṇaṁ hoti koci deso lesamatto upādinno, bhikkhu ca dosaṁ patiṭṭhāti, saṅghādiseso.

「別種の事柄」とは、「罪の別種(āpattanābhāgiya)か、事柄の別種(adhikaraṇanānābhāgiya)かである。どのように事柄は事柄の別種になるか。静論事は 静論事の同種になる。 いいどのように事事は罪事の別種になるか。 静論事は 静論事の同種になる。 いいどのように罪事は罪事の別種になるか。 妊法の波羅夷罪は 不与取の 波羅夷罪の,殺人の波羅夷罪の,超人法の波羅夷罪の別種になる。 いいどのように 罪事は 罪事の同種になるか。 妊法の波羅夷罪は妊法の波羅夷罪の同種になる。 いいじのように 罪事は 罪事の同種になるか。 妊法の波羅夷罪は妊法の波羅夷罪の同種になる。 いい」(V. III. 168)。「類似」(lesa) とは、十種の類似、すなわち生まれ(jāti)・名(nāma)・姓(gotta)・特相(liṅga)・罪(āpatti)・鉢(patta)・衣(cīvara)・和尚(upajjhāya)・師匠(ācariya)・臥坐所(senāsana)の類似をいう(V. III. 168-9)。 なお本学処は、 ラージャガハにおいて、メッティヤ比丘とブーマカ比丘が牡山羊と 牝山羊の交尾を見て、 ダッバ・マッラプッタ 専者を罪に陥れるために牡山羊を ダッバ・マッラプッタ、牝山羊を メッティヤー(比丘尼)と名付け、両者が交わっているのを見たと言い触らした 事件を 理由に、制定されたものである。

〔僧残10〕 破僧に関する学処(戒14)

比丘にして、和合の僧団を破壊しようと努めたり、破壊に導く事柄を取って、固持し続けるならば、その比丘は、もろもろの比丘からこのように言われねばならない。「尊者よ、和合の僧団を破壊しようと努めたり、破壊に導く事柄を取って、固持し続けてはならない。尊者は、僧団と協調してほしい。なぜなら、僧団は、和合し、相喜び、争いがなく、一緒に誦唱し、安穏に住むものだからである」と。このようにその比丘が、もろもろの比丘から言われても、そのまま固執するならば、その比丘は、もろもろの比丘から三度まで、それを捨てるよう、勧告されねばならない。もしきまで勧告されて、それを捨てるならば、それはよい。もし捨てないならば、僧残となる。

10. saṅghabheda-sikkhāpada

yo pana bhikkhu samaggassa saṅghassa bhedāya parakkameyya bhedanasaṁvattanikaṁ vā adhikaraṇaṁ samādāya paggayha tiṭṭheyya, so bhikkhu bhikkhūhi evam assa vacanīyo "māyasmā samaggassa saṅghassa bhedāya parakkami, bhedanasaṁvattanikaṁ vā adhikaraṇaṁ samādāya paggayha aṭṭhāsi, samet' āyasmā saṅghena, samaggo hi saṅgho sammodamāno avivadamāno ekuddeso phāsu viharatī" ti. evañ ca so bhikkhu bhikkhūhi vuccamāno tath' eva paggaṇheyya, so bhikkhu bhikkhūhi yāvatatiyaṁ samanubhāsitabbo tassa paṭinisaggāya, yāvatatiyañ ce samanubhāsiyamāno
taṁ paṭinissajjeyya, icc' etaṁ kusalaṁ. no ce paṭinissajjeyya, saṅghādiseso.

「和合」(samagga) とは、「同一の共住(samāna-samvāsaka) があり、同一の境界(samāna-sīmā) にとどまっている」(V. III. 173) の意。「破壊に導く事柄」とは、十八事〔非法を法と説く、法を非法と説く、非律を律と説く、 律を非律と説く、 如来の言説でないものを如来の言説であると説く、 如来の言説を如来の言説でないと説く、 如来の習わしでないと説く、 如来の習わしでないと説く、 如来の問定でないものを如来の間わしであると説く、 如来の問定を如来の間定でないと説く、 如来の制定でないものを如来の制定であると説く、 如来の制定を如来の制定でないと説く、 無罪を罪と説く、 罪を無罪と説く、 重罪を軽罪と説く、 有余罪を無余罪と説く、 無余罪を有余罪と説く、 麁悪罪を非麁悪罪と説く、 非麁悪罪を麁悪罪と説く〕をいう (V. II. 204; K. 45)。「一緒に誦唱し」とは「パーティモッカの誦唱(Pātimokkhuddesa)を一緒に行ない」ということ。「勧告されねばならない」とは「勧告の儀式(samanubhāsana-kamma) が行なわれねばならない」ということ (K. 46)。

なお本学処は、ラージャガハにおいて、デーヴァダッタ(Devadatta、提婆)が僧団の破壊を企てた事件を理由に、制定されたものである。ちなみにかれが事件前に要求した事柄は、比丘は生涯、(1)森住者(ārañňika)となり、村辺に入れば罪にすべきこと、(2)托鉢食者(pinḍapātika)となり、招待食を受ければ罪にすべきこと、(3)糞掃衣者(paṁsukūlika)となり、居士衣を受ければ罪にすべきこと、(4)樹下住者(rukkhamūlika)となり、屋内に近づけば罪にすべきこと、(5)魚・肉(maccha-maṁsa)を食べるべきでなく、食べれば罪にすべきこと、という五条であった。そして、これに対する釈尊の解答は、(1)欲する者は、森にも村辺にも住んでよい、(2)托鉢食でも招待食でもよい、(3)糞掃衣でも居士衣でも受けてよい、(4)八ヵ月間の樹下住は許されている。(5)見ず・聞かず・疑わずという三点が清浄である魚・肉は許されている、というものであった(V. II. 197; III. 171-2)。

〔僧残11〕 破僧の追従に関する学処(戒15)

その比丘に、一人、あるいは二人、あるいは三人の比丘が追従し、別衆論者となり、かれらが、「尊者方よ、その比丘に何も言ってはならない。その比丘は法語者である。その比丘は律語者である。その比丘は、われわれの求めや好みを把握して語っている。われわれのことを

知って、話している。それはわれわれにも好ましい」とこのように話すならば、もろもろの比丘は、かれら比丘に、つぎのように言わねばならない。「尊者方よ、そのように言ってはならない。その比丘は法語者ではない。また、その比丘は律語者でもない。尊者方も僧団の破壊を望んではならない。尊者方は、僧団と協調してほしい。なぜならば、僧団は、和合し、相喜び、争いがなく、一緒に誦唱し、安穏に住むものだからである」と。このようにかれら比丘が、もろもろの比丘から言われても、そのまま固執するならば、かれら比丘は、もろもろの比丘から三度まで、それを捨てるよう、勧告されねばならない。もし三度まで勧告されて、それを捨てるならば、それはよい。もし捨てないならば、僧残となる。

11. bhedānuvattaka-sikkhāpada

tass' eva kho pana bhikkhussa bhikkhū honti anuvattakā vaggavādakā eko vā dve vā tayo vā, te evam vadeyyum, "mā āyasmanto etam bhikkhum kinci avacuttha, dhammavādī c' eso bhikkhu, vinayavādī c' eso bhikkhu, amhākañ c' eso bhikkhu chandañ ca ruciñ ca ādāya voharati, jānāti no bhāsati, amhākam p' etam khamatī" ti. te bhikkhū bhikkhūhi evam assu vacanīya, "mā āyasmanto evam avacuttha. na c' eso bhikkhu dhammavādī, na c' eso bhikkhu vinayavadī. mā āyasmantānam pi sanghabhedo rucittha, samet' āyasmantānam sanghena, samaggo hi sangho sammodamāno avivadamāno ekuddeso phāsu viharatī" ti. evañ ca te bhikkhū bhikkhūhi vuccamānā tath' eva pagganheyyum, te bhikkhū bhikkhūhi yāvatatiyam samanubhāsitabbā tassa paţinissaggāya, yāvatatiyañ ce samanubhāsiyamānā tam paţinissajjeyyum, icc' etam kusalam, no ce paţinissajjeyyum, sanghādiseso.

「追従し」(anuvattaka) とは、「その比丘の意見 (diṭṭhi)、喜び (khanti)、好み (ruci) を受け取り、従い行く者」ということ。「別衆論者」(vagga-vādaka)とは、「不和 合に与する言葉 (asāmaggipakkhiya-vacana) を語る者」(K. 46) をいう。なお本学処は、ラージャガハにおいて、デーヴァダッタに追従し破僧を企てた者たちの事件を理由に、

制定されたものである。

〔僧残12〕 言葉無視に関する関処(戒16)

比丘が、言葉を無視する者となり、誦唱の中に含まれている学処につ いて、もろもろの比丘から如法に話しかけられていながら、「尊者方 よ、わたしには善いことでも悪いことでも、何も話しかけないでほし い。わたしも尊者方に、善いことでも悪いことでも、何も話しかける つもりはない。尊者方は、わたしに話しかけることを止めてほしい」 と、自分に話しかけられないようにするならば、もろもろの比丘は、 その比丘につぎのように言わねばならない。「尊者よ、自分に話しか けられないようにしてはならない。尊者は、ぜひ自分に話しかけられ るようにしてほしい。また尊者は、もろもろの比丘に如法に話しかけ てほしい。もろもろの比丘も、尊者に如法に話しかけるであろう。な ぜならば、かの世尊の会衆は、このようにして、相互の言葉により、 相互に復帰させることにより、栄えるからである」と。このようにし てその比丘が、もろもろの比丘から言われても、そのまま固執するな らば、その比丘は、もろもろの比丘から三度まで、それを捨てるよ う、勧告されねばならない。もし三度まで勧告されて、それを捨てる ならば、それはよい。もし捨てないならば、僧残となる。

12. dubbaca-sikkhāpada

bhikkhu pan' eva dubbacajātiko hoti, uddesapariyāpannesu sikkhāpadesu bhikkhūhi sahadhammikam vuccamāno attānam avacanīyam karoti, "mā mam āyasmanto kiñci avacuttha kalyāṇam vā pāpakam vā, aham p' āyasmante na kiñci vakkhāmi kalyāṇam vā pāpakam vā, viramathāyasmanto mama vacanāyā" ti, so bhikkhu bhikkhūhi evam assa vacanīyo, "mā āyasmā attānam avacanīyam akāsi. vacanīyam eva āyasmā attānam karotu. āyasmā pi bhikkhū vadatu sahadhammena. bhikkhū pi āyasmantam vakkhanti sahadhammena, evam samvaḍḍhā hi tassa bhagavato parisā yad' idam aññamaññavacanena aññamaññavuṭṭhāpanenā" ti. evañ ca so bhikkhu bhikkhūhi vuccamāno tath' eva paggaṇheyya, so bhikkhu bhikkhūhi yāvatatiyam samanu-

bhāsitabbo tassa paṭinissaggāya. yāvatatiyañ ce samanubhāsiyamāno taṁ paṭinissajjeyya, icc' etaṁ kusalaṁ. no ce paṭinisajjeyya, saṅghādiseso.

「誦唱」(uddesa) とは、「パーティモッカ」(Pātimokkha) をさす。 また「如法に」とは、「仏の制定された学処によって」ということ(V. III. 178)。 なお本学処は、 コーサンビーにおいて、チャンナ(Channa)長老が自分に語らせないようにした事件を理由に、制定されたものである。

[僧残13] 在家汚染に関する学処(戒17)

比丘が、いずれかの村、あるいは町に依存して住み、在家を汚し、悪 行をなし、またかれのもろもろの悪行が見られ、聞かれ、さらにかれ によって汚されたもろもろの在家が見られ、聞かれるならば、もろも ろの比丘はその比丘に、つぎのように言わねばならない。「尊者は在家 を汚し、悪行をなし、また尊者のもろもろの悪行は見られ、聞かれて いる。さらに尊者によって汚されたもろもろの在家が見られ、聞かれ ている。尊者よ、この住居から立ち去るがよい。あなたは、ここに住 むべきではない」と。しかし、このようにもろもろの比丘から言われ ながら、その比丘がかれら比丘に、「もろもろの比丘は欲に従ってい る。もろもろの比丘は怒りに従っている。もろもろの比丘は愚かさに 従っている。もろもろの比丘は恐れに従っている。このような罪をも って, ある者を追放し, ある者を追放していない」と言ったならば, もろもろの比丘は、その比丘につぎのように言わねばならない。「尊 者よ、そのように言ってはならない。もろもろの比丘は欲にも従って いない。もろもろの比丘は怒りにも従っていない。もろもろの比丘は 愚かさにも従っていない。もろもろの比丘は恐れにも従っていない。 尊者は在家を汚し、悪行をなし、また尊者のもろもろの悪 行 は 見ら れ、聞かれている。さらに尊者によって汚されたもろもろの在家が見 られ、聞かれている。尊者よ、この住居から立ち去るがよい。あなた は、ここに住むべきではない」と。このようにしてその比丘が、もろ もろの比丘から言われても、そのまま固執するならば、その比丘は、 もろもろの比丘から三度まで、それを捨てるよう、勧告されねばなら ない。もし三度まで勧告されて、それを捨てるならば、それはよい。 もし捨てないならば、僧残となる。

13. kuladūsaka-sikkhāpada

bhikkhu pan' eva aññataram gāmam vā nigamam vā upanissāya viharati kuladūsako pāpasamācāro, tassa kho pāpakā samācārā dissanti c' eva suyyanti ca, kulāni ca tena dutthāni dissanti c' eva suyyanti ca, so bhikkhu bhikkhūhi evam assa vacanīyo, "āyasmā kho kuladūsako pāpasamācāro, āyasmato kho pāpakā samācārā dissanti c' eva suyyanti ca, kulāni c' āyasmatā duṭṭhāni dissanti c' eva suyyanti ca, pakkamat' āyasmā imamhā āvāsā, alam te idha vāsenā" ti. evañ ca so bhikkhu bhikkhūhi vuccamāno te bhikkhū evam vadeyya, "chandagāmino ca bhikkhū, dosagāmino ca bhikkhū, mohagāmino ca bhikkhū, bhayagāmino ca bhikkhū, tādisikāya āpattiyā ekaccam pabbājenti, ekaccam na pabbājenti" ti. so bhikkhu bhikkhūhi evam assa vacanīyo, "mā āyasmā evam avaca, na ca bhikkhū chandagāmino, na ca bhikkhū dosagāmino, na ca bhikkhū mohagāmino, na ca bhikkhū bhayagāmino, āyasmā kho kuladūsako pāpasamācāro, āyasmato kho pāpakā samācārā dissanti c' eva suyyanti ca, kulāni c' āyasmatā duṭṭhāni dissanti c' eva suyyanti ca, pakkamat' āyasmā imamhā āvāsā, alam te idha vāsenā" ti. evan ca so bhikkhu bhikkhūhi vuccamāno tath' eva paggaņheyya, so bhikkhu bhikkhūhi yāvatatiyam samanubhāsitabbo tassa paținissaggāya. yāvatatiyañ ce samanubhāsiyamāno tam paţinissajjeyya, icc' etam kusalam. no ce paţinissajjeyya, sanghādiseso.

「村」(gāma) の概念には都市 (nagara) も含まれる (K. 47)。「依存して」とは,衣食住薬の資具に執着して (V. III. 184) ということ である。「在家」(kula) とは,「王族 (khattiya),バラモン (brāhmaṇa),庶民 (vessa),隷民 (sudda) の 四家」(V. III. 184–185),すなわち四種のカーストを指す。「在家を汚し」(kula-dūsaka) とは 花などを贈って人々の信仰を失わせること,「悪行をなし」(pāpa-samācāra) とは花や草木を植えたりするなどのこと (K. 47),在家者と交わり遊ぶことをいう。〈ここに住むべき ではない〉との言葉は,その比丘が「追放儀式」(pabbājaniya-kamma) に値することを示しており,儀式にかけられたならば,かれはその村や町で托鉢をしたり,その精舎に住むこと

ができない(K. 47)。ここでは、仏がサーリプッタ(舎利弗)、モッガッラーナ(目連)の二大弟子に儀式の執行を命じられたという。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、アッサジ比丘とプナッバスカ比丘の無恥悪行を理由に、制定されたものである。

皆さん、十三の僧残法は唱えられました。九つは一回目で、四つは三回目で罪となります。比丘が、それらの罪を犯し、知っていながら隠すならば、その日数だけ、その比丘は望まなくても、別住しなければなりません。別住を終えたならば、比丘はさらに六日間、比丘のマーナッタのために実践しなければなりません。比丘がマーナッタを行ない、そこに二十人の集まりからなる比丘僧団がいれば、その比丘は復帰が許されます。しかし、もし二十人の集まりからなる比丘僧団が一人でも不足して、その比丘を復帰させようとするならば、その比丘は復帰が許されず、またかれら比丘も非難されねばなりません。これがその場合の正しい方法です。

そこで、皆さんにお尋ねします。この点について清浄で しょうか。

再びまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。それゆえ、沈黙して いるのです。

このように、私はこのことを了解いたします。

[僧残終わる]

uddiṭṭhā kho āyasmanto terasa saṅghādisesā dhammā. nava paṭhamapattikā, cattāro yāvatatiyakā, yesaṁ bhikkhu aññataraṁ vā aññataraṁ vā āpajitvā yāvatīhaṁ jānaṁ paṭicchādeti, tāvatīhaṁ tena bhikkhunā akāmā parivatthabbaṁ. parivuttha-

parivāsena bhikkhunā uttarim chārattam bhikkhumānattāya paṭipajjitabbam. ciṇṇamānatto bhikkhu, yattha siyā vīsatigaṇo bhikkhusaṅgho, tattha so bhikkhu abbhetabbo. ekena pi ce ūno vīsatigaṇo bhikkhusaṅgho tam bhikkhum abbheyya, so ca bhikkhu anabbhito, te ca bhikkhu gārayhā. ayam tattha sāmīci.

tatth' āyasmante pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā.

dutiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. tatiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. parisuddh' etth' āyasmanto, tasmā tuṇhī, evam etaṁ dhārayāmi.

[Sanghādiseso niţţhito]

「九つ」とは第一から第九までの僧残法を、「四つ」とは第十から第十三までの僧残法をいう。「一回目で」とは最初に犯した瞬間に、「三回目で」とは三回まで勧告の儀式が行なわれてから、ということ(K. 48)。「別住」(parivāsa)には、罪を隠していた日数分を行なう「覆蔵別住」(paticchanna-p°)、日数も罪数も知らないために入団以来の日数分を行なう大小の「清浄辺別住」(suddhanta-p°)、付加(odhāna)・価値(aggha)・混交(missaka)により行なう「合一別住」(samodhāna-p°)、の三種が知られる(K. 49–51; Cf. KA. 263–264)。 その別住の実践はどのように行なわれるか。「具足戒を授けてはならない……沙弥を仕えさせてはならない……正規の比丘の前を歩いてはならない……僧団の周辺の精舎を受用しなければならない……在家に近づいてはならない……』(V. II. 32)などの謹慎生活によって行なわれねばならない。「マーナッタ」(mānatta)とは、比丘の〈敬い(mānana)、満足(ārādhana)〉を意味し、またこれは、罪を隠さないため別住が与えられない「不覆蔵マーナッタ」(apaṭicchanna-m°)と、罪を隠すため別住が与えられる「覆蔵マーナッタ」(paṭicchana-m°)とに分けられる。「復帰」(abbhāna)とは、復帰の儀式によることをいう(K. 51)。「正しい方法」(sāmīci)とは,「出世間法(lokuttaradhamma)に従っているもの、教誡(ovāda)・教示(anusāsanī)」のこと。

[不定の章]

不定の誦唱 (Aniyatuddesa)

皆さん, つぎにまた, 二の不定法が唱えられます。

ime kho pan' āyasmanto dve aniyatā dhammā uddesam āgacchanti.

〔不定1〕 第一不定に関する学処(戒18)*

比丘にして、一人で、一人の女性と、秘密に、行為に適した隠れた座に坐ったならば、それを言葉に信頼のおける女性信者が見て、三法のいずれかによって、すなわち波羅夷か僧残か単堕かによって語った場合、坐ったことを認める比丘は、三法のいずれかによって、すなわち波羅夷か僧残か単堕かによって、処置されねばならない。あるいはまた、その言葉に信頼のおける女性信者が語ったことによって、その比丘は処置されねばならない。これが、不定法である。

1. paṭhama-aniyata-sikkhāpada

yo pana bhikkhu mātugāmena saddhim eko ekāya raho paṭicchanne āsane alaṅkammaniye nisajjam kappeyya, tam enam saddheyyavacasā upāsikā disvā tiṇṇam dhammānam aññatarena vadeyya pārājikena vā saṅghādisesena vā pācittiyena vā, nisajjam bhikkhu paṭijānamāno tiṇṇam dhammānam aññatarena kāretabbo pārājikena vā saṅghādisesena vā pācittiyena vā, yena vā sā saddheyyavacasā upāsikā vadeyya, tena so bhikkhu kāretabbo. ayam dhammo aniyato.

「秘密に」(raho)とは,「目について秘密に(眼が見開かれても, 眉が上げられても, 頭が上げられても見えず),耳について秘密に(普通の話が聞こえず)」(V. III. 188)ということ。しかしここでは,「目について秘密に」ということのみが意趣されている。「なぜなら,たとえ戸を閉めた部屋の入り口に坐っている者が,判る男性であっても,〔耳で聞いたことによっては〕無罪となることがないからである。しか し,見ることができるそのような場所で,12ハッタ(約6 m)以内に,目のある者が坐っていれば,心が乱れていても,眠りかかっていても〈あるときに目を開け,あるときに目を閉じ,深く眠ることがない場合(KA.269)〉,無罪になる。近くに立っていても,目の見えない者の場合は〔無罪に〕ならない。目が見えても, 横になって眠りかかっている者の場合も, また〔無罪に〕ならない。なお,女性の場合は,百人でも〔無罪に〕ならない。〈なぜなら,女性は各自の罪過を隠してしまうから $[e.g.\ V.\ III.\ 38-39]$ である $(KA.\ 269)$)」($(K.\ 52)$ 。「行為に適した」

とは、「姪法を行なうことができる」の意。「隠れた座」とは、「壁、戸、マット、天幕、樹木、柱、あるいは何かで覆われた座」をさす。「言葉に信頼のおける」とは、「果を得た(āgata-phala)、現観した(abhisametāvī)、教えを了知した(viñnāta-sāsana)」ということ。「女性信者」(upāsikā)とは、「仏に帰依し、法に帰依し、僧に帰依する女性」をいう(V. III. 189)。「坐ったことを認める比丘は」とは、「たとえこのような女性信者が見て言ったとしても、比丘が坐ったことを認める場合にのみ」ということであり、「このような女性の言葉だけの状況で処置されてはならない」(K. 52)との意味が含まれている。なお、本学処は、サーヴァッティにおいて、ウダーイ長老が使者の家で女性と秘密に隠れた座に坐っていたのを聡明なヴィサーカー信女が見て忠告した事件を理由に、制定されたものである。

[不定2] 第二不定に関する学処(戒19)*

しかし、座が、隠れておらず、行為に適しておらず、女性に卑猥な言葉をもって話しかけるのに適しているとする。比丘にして、一人で、一人の女性と、秘密に、そのような座に坐ったならば、それを言葉に信頼のおける女性信者が見て、二法のいずれかによって、すなわち僧残か単堕かによって語った場合、坐ったことを認める比丘は、二法のいずれかによって、すなわち僧残か単堕かによって、処置されねばならない。あるいはまた、その言葉に信頼のおける女性信者が語ったことによって、その比丘は処置されねばならない。これもまた、不定法である。

2. dutiya-aniyata-sikkhāpada

na h' eva kho pana paṭicchannaṁ āsanaṁ hoti nālaṅkammaniyaṁ, alañ ca kho hoti mātugāmaṁ duṭṭhullāhi vācāhi
obhāsituṁ. yo pana bhikkhu tathārūpe āsane mātugāmena
saddhiṁ eko ekāya raho nisajjaṁ kappeyya, tam enaṁ
saddheyyavacasā upāsikā disvā dvinnaṁ dhammānaṁ aññatarena vadeyya saṅghādisesena vā pācittiyena vā, nisajjaṁ
bhikkhu paṭijānamāno dvinnaṁ dhammānam aññatarena
kāretabbo saṅghādisesena vā pācittiyena vā, yena vā sā
saddheyyavacasā upāsikā vadeyya, tena so bhikkhu kāretabbo. ayam pi dhammo aniyato.

この場合、「女性であれ男性であれ、だれか、目の見える、耳の聞こえる、判る人が、12

ハッタ以内の場所に立っているか、坐っているかするならば、たとえ心が乱れていても、 眠りかかっていても、無罪になる」(K.53) とされる。第一不定との相違は、「波羅夷罪を 除き、卑猥な言葉による罪(僧残)が言われていること」(K.53) である。なお、本学 処 は、サーヴァッティにおいて、ウダーイ長老が 女性と 隠れていない座に坐り秘密に話して いた事件を理由に、制定されたものである。

皆さん, 二の不定法は唱えられました。

そこで、皆さんにお尋ねします。この点について清浄で しょうか。

再びまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。この点について清浄でしょ うか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。それゆえ、沈黙して いるのです。

このように、私はこのことを了解いたします。

[不定終わる]

uddițțhā kho āyasmanto dve aniyatā dhammā. tatth' āyasmante pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā.

dutiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. tatiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. parisuddh' etth' āyasmanto, tasmā tuṇhī, evam etaṁ dhārayāmi.

[Aniyato nițțhito]

「不定」(aniyata) とは、第一不定においては、「波羅夷 (pārājika) か僧残 (saṅghādisesa) か単堕 (pācittiya) かが決定されないこと」(V. III. 190)、第二不定においては、「僧残か単堕か決定されないこと」(V. III. 193) であり、未決の罪のことをいう。 なお、その処置は、「行くこと」(gamana)、「坐ること」(nisajja)、「罪」(āpatti)、という三事によって行われる (V. III. 190-191)。

[捨堕の章]

捨堕 (Nissaggiya-pācittiya)

皆さん, つぎにまた, 三十の捨堕法が唱えられます。 ime kho pan' āyasmanto tiṁsa nissaggiyā pacittiyā dhammā uddesaṁ āgacchanti.

<1. カチナ衣品>

〔捨堕1〕 カチナ衣に関する学処(戒20)

比丘は、衣が終了したとき、カチナ衣が撤廃されたとき、最高十日間、余分の衣を所持することができる。それを経過させれば、捨堕となる。

1. kathina-sikkhāpada niṭṭhitacīvarasmiṁ bhikkhunā ubbhatasmiṁ kathine, dasāhaparamaṁ atirekacīvaraṁ dhāretabbaṁ, taṁ atikkāmayato, nissaggiyaṁ pācittiyaṁ.

「衣」(cīvara) は、内衣 (antaravāsaka)、上衣 (uttarāsaṅga)、大衣 (saṅghāṭī) の三衣からなる。ここでは、材料については「六種 [コーマ麻 (khoma)、木綿 (kappāsika)、絹 (koseyya)、純毛 (kambala)、サーナ麻 (sāṇa)、混紡 (bhaṅga)] のうちのいずれかの衣」を、大きさについては「分有できる最小量 [仏の指で、長さが八指、幅が四指 (V. I. 297)] のもの」(V. III. 196; K. 54) をさす。「衣が終了したとき」とは、「針仕事が完了したとき、あるいは〈失った、破れた、焼けた、衣への望みが断たれた〉のいずれかの状況によって衣が終了したとき、ということ。 衣を作る障害が断たれたとき、の意」(K. 53)。具体的には、衣を作る期間である雨安居終了後の1カ月が過ぎて、ということ。「カチナ」(kathina) とは「随喜 (anumodana) などの法の集合」(KA. 64) のことをいう。したがって「カチナ衣」は、〈功徳の衣〉が意味される。その「配布(敷くこと=得ること)」(atthāra)と「撤廃」(ubbhāra) とについては、簡略に、つぎのように理解されねばならない。

「世尊によって、前安居を終えた者に許可され、最小限 5 人にふさわしいものである。 それゆえ 4 人、あるいは 3 人、あるいは 2 人、あるいは 1 人が前安居に入ったところで は、後安居に入った者で衆を満たし、配布されねばならない。ただし、かれらは衆を満た すだけの者であり、功徳を得ることがない。それゆえ、もし前安居を終えた者に、在家 者・出家者のうちのいずれかの者が、正しく、適切に、『これでカチナ衣を配布してほし い』と布施するならば、……かれ(受けた者)はその日のうちに、五片、あるいはそれ以上に裁断し、大衣か上衣か内衣を作らねばならない。 ……裁断されていないもの、縫われていないものは不適切である。 ……かれは、前安居を終え、結界内にいる比丘たちに近づき、『尊者方よ、僧団のカチナ衣は配布されました。カチナ衣の配布は如法です。随喜してください』と言わねばならない。 ……かれらも『カチナ衣の配布は如法です。われわれは随喜します』などと言わねばならない。 カチナ衣は、前安居を終えた者のうちでも、随喜する者にのみ配布されるのである。かれ(カチナ衣を得た者)は、それ以後、カチナ衣が撤廃されるまで、①[他の比丘に]告げずに[パッグナ月までの4カ月間]外出ができる、②[三衣を]持参せずに[パッグナ月までの4カ月間]外出ができる。③ 衣を望む期間[所持することが]できる、④ 別衆食[をパッグナ月までの4カ月間受けること]ができる、⑤そこで得られた衣(功徳)はその住居における僧団に得られた 衣(功徳)となる、というこれら五つの功徳を得る。……

またカチナ衣(功徳)は、つぎのような八項目のうちいずれかによって撤廃される。 ① [寺に戻らないと考え、衣を持参して] 立ち去ることによる失効、② [他の寺で衣が] 仕立てられることによる失効、③ [寺に戻らない、衣を作らない、と] 決意することによ る失効、④ [寺に戻らないと考え、他所で衣を] 失うことによる失効、⑤ [無効である ことが僧団によって告げられたことを] 聞くことによる失効、⑥ [寺に戻らないと考え、 他の寺で衣を求め] 期待が外れることによる失効、⑦ [外で衣を作り終わり、帰る途中 でカチナ衣を所有する] 期限が過ぎることによる失効、⑧ [本人と僧団がともに カチナ 衣を] 撤廃することによる失効、である」(K. 53-54)。

「カチナ衣が撤廃されたとき」とは、上述のように撤廃されたときであり、期間で言えば雨季後パッグナ月までの最長4カ月が過ぎて、の意。「最高十日間」とは、「衣が生じた日から十一日目の朝日が昇るときまで」ということ(V. III. 196; K. 56)。「余分の衣」(atireka-cīvara)とは、「決意」(adhiṭṭhāna)[染めて、浄点を打ち、規定量相応のもののみを、身により、語により決意すること]も「分有」(vikappana)[他者に預け共有すること、浄施]もされていない衣をいう(V. III. 196; K. 54-55)。「捨堕」(nissaggiyapācittiya)とは、「捨(nissgagiya=捨てられるべきもの〔捨てること〕のある律の儀式)をともなう堕(pācittiya)」のことであり、また「捨」は前分(告白前)に、僧団(saṅgha)、あるいは別衆(gaṇa)、あるいは個人(puggala)に対し、「私はこの衣を……に捨てます、云々」と言って行なわれねばならない(K. 56)。因に、この捨堕は、「行の欠損(ācāravipatti)についていうものであり、これ以降の学処についても同じである。なぜなら、「比丘・比丘尼の〕どちらのパーティモッカにおいても、波羅夷と僧残は戒の欠損(sīlavipatti)であり、残りの罪は行の欠損だからである。生活の欠損(ājīva-vipatti)とか見解の欠損(diṭṭhi-vipatti)とかという罪は何もない。しかし、生活の欠損を縁として悪説

(dubbhāsita)を除く六罪集が制定されており、見解の欠損を縁として単堕 (pācittiya)、悪作 (dukkaṭa)による二罪集が制定されている」(K. 57–58)。なお本学処は、ヴェーサーリーにおいて、六群比丘が余分の衣を所持した事件を理由に、制定されたものである。また、「最高十日間」という補足規定は、アーナンダ長老が余分の衣を施そうとした相手サーリプッタ長老が遠方から帰って来るまでの日数を指す。

〔捨堕2〕 倉庫(離三衣)に関する学処(戒21)

比丘の衣が終了したとき,カチナ衣が捨てられたとき,もし比丘が一夜でも三衣を離れて住むならば,許可のある比丘を除いて,捨堕となる。

2. udosita-sikkhāpada

niţţhitacīvarasmim bhikkhunā ubbhatasmim kathine, ekarattam pi ce bhikkhu ticīvarena vippavāseyya, aññatra bhikkhusammutiyā, nissaggiyam pācittiyam.

「三衣を」(ti-cīvara)とは、「三衣を決意する仕方で決意された大衣などのいずれかを」(K. 58)ということ。「離れて住むならば」(vippaseyya)とは、村落(gāma),住居(nivesana),倉庫(ud[d]osita),見張塔(atta),円堂(māla),楼閣(pāsāda),平屋(hammiya),船(nāvā),隊商(sattha),田(khetta),脱穀所(dhaňňakaraṇa),園(ārāma),精舎(vihāra),樹下(rukkhamūla),露地(ajjhokāsa)など十五のいずれかの場所に衣を置き、その外で、ハッタパーサを超えて、朝日を昇らせれば」(V. III. 200; K. 58)ということである。「許可のある比丘を除いて」とは、「僧団が病比丘に与える『三衣から離れていないという許可』以外に、許可を得ていない比丘は」(K. 58)の意。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が内衣・上衣のみで地方へ遊行に出かけた事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕3〕 非時衣に関する学処(戒22)

比丘の衣が終了したとき、カチナ衣が捨てられたとき、比丘に非時衣が生じたならば、希望する比丘は受け取ることができる。 受け 取れば、速やかに作らせねばならない。しかし、充分でないならば、その比丘は、不足を満たす望みがある場合、最高一カ月間、その衣を置いておくことができる。もしそれ以上置くならば、たとえ望みがあっても、捨堕となる。

3. akālacīvara-sikkhāpada

niţţhitacīvarasmim bhikkhunā ubbhatasmim kathine bhikkhuno pan' eva akālacīvaram uppajjeyya, ākankhamānena

bhikkhunā paṭiggahetabbam, paṭiggahetvā khippam eva kāretabbam, no c' assa pāripūri, māsaparamam tena bhikkhunā tam cīvaram nikkhipitabbam ūnassa pāripūriyā satiyā paccāsāya, tato ce uttarim nikkhipeyya satiyā pi paccāsāya, nissaggiyam pācittiyam.

「非時衣」(akāla-cīvara)とは、カチナ衣が配布されないときは、〔雨安居後のカッテ ィカ月の1カ月間(=衣時)を除く]11カ月間に生じた衣をいい、 カチナ衣が 配布された ときは、〔雨安居後のカッティカ月の1カ月間と冬季4カ月間の計5カ月間(=衣時)を除 く〕7ヵ月間に生じた衣をいう。あるいは、衣時であっても〔僧団に「この非時衣を」と か,個人に「これをあなたに施します」と〕指定して施された場合の衣をいう(V. III. 204; K. 59; Sp. 658)。「生じたならば」とは、「僧団 (sangha) から、集団 (gaṇa) [= 経師の集団、論師の集団〕から、親族(ñāti)から、友人(mitta)から、あるいは糞掃衣 (paṁsukūla) [を期待して],あるいは自分の財(atta-dhana) [=綿,糸など]によっ て, 生じたならば」(V. III. 204; Sp. 658) ということ。あるいは ま た, 「〈比丘たちよ, これらが衣の生じる八項目です。すなわち、境界〔=結界〕に施す(sīmāya deti)、約束 [した寺] に施す (katikāya deti),施食の通告 [をした場所] に施す (bhikkhāpaññattiyā deti), 僧団に施す (saṅghassa deti), 両僧団に施す (ubhatosaṅghassa deti), 雨安居を終えた僧団に施す (vassam vutthasanghassa deti), 指定して施 す (ādissa deti), 個人に施す (puggalassa deti), ということです〉(V. I. 309) とある, これら 八項目のいずれかから生じたならば」(K. 59; Sp. 1136-1145)の意。 因に, ここに言わ れる〈境界〉(sīmā)とは、部分境界 (khaṇḍa-s°)、周辺境界 (upacāra-s°)、同一共住 境界 (samānasamvāsa-s°), 不離衣境界 (avippavāsa-s°), 利得境界 (lābha-s°), 村 落境界 (gāma-s°), 町境界 (nigama-s°), 都市境界 (nagara-s°), 〔七〕アッバンタラ 境界 (abbhantara-s°), 散水境界 (udakukkhepa-s°), 地方境界 (janapada-s°), 国境 界 (raṭṭha-s°),王権境界 (rajja-s°),島境界 (dīpa-s°),鉄囲山境界 (cakkavāļa-s°) の15種を指す(K. 59f.; Sp. 1136)。「速やかに」とは、「10日以内に」ということ。「望み がある場合」とは、「〈某日に僧団は衣を得るであろう。 そうすれば 私に衣が 生じることに なる〉という仕方で僧団、集団、親族、友人の中のいずれかから、あるいは〈糞掃衣を得 るであろう〉と、あるいは〈この相応しい品物(kappiya-bhaṇḍa)で衣を得よう〉と、 このように衣への望みがある場合」(K. 62) の意。な お 本学処は、サーヴァッティにおい て、多くの比丘が非時衣を受け取り1カ月以上置いていた事件を理由に、制定されたもの である。

〔捨堕 4〕 古衣に関する学処(戒23)*

比丘にして、親族でない比丘尼に、古衣を洗わせたり、染めさせた

り、打たせたりするならば、捨堕となる。

4. purāņacīvara-sikkhāpada

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā purāṇacīvaraṁ dhovāpeyya vā rajāpeyya vā ākoṭāpeyya vā, nissaggiyaṁ pācittiyaṁ.

「親族でない」とは,「母からも父からも第七代の両者まで,何ら血縁関係のない」(V. III. 206)ということ。「比丘尼」(bhikkhunī)とは,「釈迦族の女性のように比丘僧団のみにおいて,あるいは両僧団において,入団した者」(K. 63)。「古衣」とは,「一回でも着たり,一回でも纏ったりしたもの」(V. III. 206),「染めて,浄点を打ち,一回でも着たり纏ったりしたもの,あるいはたとえ使用するつもりであっても,一回でも 肩や 頭の上にのせて道を行ったり,枕にして横になったりしたもの」(K. 63)をいう。なお本学処は,サーヴァッティにおいて,ウダーイ長老がかつて妻であった比丘尼に衣を洗わせた事件を理由に,制定されたものである。

[捨堕5] 衣の受領に関する学処(戒24)*

比丘にして、親族でない比丘尼の手から、衣を受け取るならば、交換 を除いて、捨堕となる。

5. cīvarapaţiggahaņa-sikkhāpada

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā hatthato cīvaram paṭigganheyya aññatra pārivattakā, nissaggiyam pācittiyam.

「受け取るならば」とは、ここには「手から手に渡すにせよ、足元に置くにせよ、また説法をしている者に諸衣が投げられる際、[12ハッタの〕付近を離れて上に投げるにせよ、もしかれが使用するならば、受け取ることになる。しかし、入団していない誰か〔正学女、沙弥、沙弥尼、男性信者、女性信者〕の手に遣わされたものは、得てもよい。また、ゴミためなどに置かれているものでも、〈糞掃衣を得よう〉と決意するならば、得てもよい」(K. 64; KP. 76; KA. 303-304)ということが意味されている。なお本学処は、ラージャガハにおいて、ウダーイ長老がウッパラヴァンナー比丘尼より 衣を受け取った 事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕6〕 非親族への要求に関する学処(戒25)

比丘にして、親族でない在家の男性、あるいは在家の女性に、衣を要求するならば、適時を除いて、捨堕となる。その場合、これが適時である。すなわち、比丘が衣を奪われる、あるいは衣を失う。これがその場合の適時である。

6. aññātakaviññatti-sikkhāpada

yo pana bhikkhu aññātakam gahapatim vā gahapatānim vā cīvaram viññāpeyya aññatra samayā, nissaggiyam pācittiyam. tatth' āyam samayo, acchinnacīvaro vā hoti bhikkhu naṭṭhacīvaro vā. ayam tattha samayo.

「在家の男性」(gahapati)とは、「家に住んでいる男性」(V. III. 212)、「比丘たちのもとで出家していない男性」(K. 64)をいい、「在家の女性」(gahapatānī)とは、「家に住んでいる女性」、「比丘尼たちのもとで出家していない女性」をいう。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウパナンダ長老が一長者に外衣を要求した事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕7〕 その超過に関する学処(戒26)

もしその比丘に、親族でない在家の男性、あるいは在家の女性が、多くの衣をもって、持ち運ぶよう要請するならば、かれは、そこから、 内衣と上衣とを限度に、受用することができる。もしそれを超えて受 用するならば、捨堕となる。

7. tatuttari-sikkhāpada

tañ ce aññātako gahapati vā gahapatānī vā bahūhi cīvarehi abhihaṭṭhuṁ pavāreyya, santaruttaraparaman tena bhikkhunā tato cīvaraṁ sāditabbaṁ, tato ce uttariṁ sādiyeyya, nissaggiyaṁ pācittiyaṁ.

「その比丘に」とは、「衣を奪われた者、あるいは衣を失った者」(V. III. 214; K. 65)のこと。「内衣と上衣とを限度に云々」とは、「もし三衣が失われたならば二衣を受用し、二衣が失われたならば一衣を受用し、一衣が失われたならば何も受用すべきではない」(V. III. 214)ということ、「着ること(nivāsana)とともに纏うこと(pārupana)が限度としてある」(K. 65)ということが意味されている。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、六群比丘が多くの衣を要求した事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕8] 第一の用意に関する学処(戒27)

比丘を指定し、〈私はこの衣代で衣に代え、某比丘に衣を着ていただくことにしよう〉と、親族でない在家の男性、あるいは在家の女性に、衣代の用意ができる。その場合、もしその比丘が前もって要請されていないのに、近づいて行き、「賢者よ、この衣代で、これこれしかじかの衣に代え、私に着せていただければ、まことに結構だ」と、好ましいものを望む思いにとらわれて、衣について指図をするならば、捨堕となる。

8. pathama-upakkhata-sikkhāpada

bhikkhum pan' eva uddissa aññātakassa gahapatissa vā gahapatāniyā vā cīvaracetāpanam upakkhaṭam hoti, "iminā cīvaracetāpanena cīvaram cetāpetvā itthannāmam bhikkhum cīvarena acchādessāmī" ti. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito upasankamitvā cīvare vikappam āpajjeyya, "sādhu vata mam āyasmā iminā cīvaracetāpanena evarūpam vā evarūpam vā cīvaram cetāpetvā acchādehī" ti, kalyāṇakamyatam upādāya, nissaggiyam pācittiyam.

「衣代」(cīvaracetāpana) とは、「黄金 (hirañña)、金貨(suvaṇṇa)、真珠(muttā)、宝石(maṇi)、サンゴ(pavāḷa)、鉄板(phāla)、布(paṭaka)、糸(sutta)、綿(kappāsa)」 (V. III. 216) をいう。「着ていただくことにしよう」とは、慣用句で、「施すことにしよう」の意(V. III. 217; K. 66)。「これこれしかじかの」とは、「長い、または広い、または厚い、または柔らかい」(V. III. 217)ということ。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウパナンダ長老が在家者のところへ行き、衣について指図をした事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕9〕 第二の用意に関する学処(戒28)

比丘を指定し、〈我々はこの各自の衣代で それぞれ 衣に代え、某比丘に衣を着ていただくことにしよう〉と、親族でない二人の 在家 の男性、あるいは在家の女性に、それぞれ衣代の用意 が できる。その場合、もし比丘が前もって 要請されていないのに、近づいて行き、「賢者方よ、この各自の衣代で、これこれしかじかの衣に代え、二人一緒で、私に着せていただければ、まことに結構だ」と、好ましいものを望む思いにとらわれ、衣について指図をするならば、捨堕となる。

9. dutiya-upakkhata-sikkhāpada

bhikkhum pan' eva uddissa ubhinnam aññātakānam gahapatīnam vā gahapatānīnam vā paccekacīvaracetāpanā upakkhaṭā honti "imehi mayam paccekacīvaracetāpanehi paccekacīvarāni cetāpetvā itthannāmam bhikkhum cīvarehi acchādessāmā" ti. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito upasankamitvā cīvare vikappam āpajjeyya, "sādhu vata mam āyasmanto imehi paccekacīvaracetāpanehi evarūpam vā evarūpam vā cīvaram cetāpetvā acchādetha ubho 'va santā ekenā" ti kalyāṇakamyatam upādāya, nissaggiyam pācittiyam.

先の学処とこの学処との相違は、一人の存家者を悩ます場合のものか、二人を 悩ます 場合のものか、という点だけである。 なお、二人の場合と同様に、多くの人を悩まして得る者にも罪が知られねばならない (K. 66)。本 学 処も、サーヴァッティにおいて、ウパナンダ長老の事件を理由に制定されたものである。

〔捨堕10〕 王に関する学処(戒29)

比丘を指定し、王、あるいは王臣、あるいはバラモン、あるいは資産 家が、「この衣代で衣に代え、某比丘に衣を着せてほしい」と使者に よって衣代を送った場合、もしその使者がその比丘に近づいて行き、 「尊者よ、尊者を指定して、この衣代が 運ばれました。尊者は 衣代を お受けください」とこのように言うならば、その比丘は、その使者に こう言うべきである。「友よ、我々は衣代を受けない。我々は適時に、 相応しい衣をお受けしたい」と。もしその使者がその比丘に、「それ では尊者にどなたか執事人がおりますか」とこう言ったならば、比丘 たちよ、衣を望む比丘は、「友よ、この者が比丘たちの執事人である」 といって、執事人として寺男、あるいは信者を指示するがよい。もし その使者が、その執事人に知らせてから、その比丘に近づいて行き、 「尊者よ、尊者が指示された 執事人に、私は 知らせておきました。適 時に尊者は近づいて行ってください。尊者に衣を着せてくれるはずで す」とこう言ったならば、比丘たちよ、衣を望む比丘は、執事人に近 づいて行き,「友よ,私には衣が必要です」と,二,三回催足し、思い 出させるがよい。二、三回催足し、思い出させて、その衣を完成させ ることができれば、それはよい。もし、完成させることができなけれ ば、四回、五回、六回を限度に、沈黙により指定し、立つべきであ る。四回、五回、六回を限度に、沈黙により指定し、立ち、その衣を 完成させることができれば、それはよい。もしそれ以上努力して、そ の衣を完成させるならば、捨堕となる。もし完成させることができな いならば、かれのために衣が運ばれた所へ、自ら行くか、あるいは使 者を送るべきである。「賢者方よ、あなた方が 比丘を 指定して送って くれた衣代は、その比丘には何ら利益を与えていない。賢者方よ、自

分のものに注意を払ってほしい。自分のものを失っては な ら な い」と。これがその場合の正しい方法である。

10. rāja-sikkhāpada

bhikkhum pan' eva uddissa rājā vā rājabhoggo vā brāhmaņo vā gahapatiko vā dūtena cīvaracetāpanam pahiņeyya, "iminā cīvaracetāpanena cīvaram cetāpetvā itthannāmam bhikkhum cīvarena acchādehī" ti. so ce dūto tam bhikkhum upasankamitvā evam vadeyya, "idam kho bhante āyasmantam uddissa cīvaracetāpanam ābhatam, paţigganhātu āyasmā cīvaracetāpanan" ti. tena bhikkhunā so dūto evam assa vacanīyo, "na kho mayam āvuso cīvaracetāpanam paţigganhāma, cīvaran ca kho mayam patigganhāma kālena kappiyan" ti. so ce dūto tam bhikkhum evam vadeyya, "atthi pan' āyasmato koci veyyāvaccakaro" ti, cīvaratthikena bhikkhave bhikkhunā veyyāvaccakaro niddisitabbo ārāmiko vā upāsako vā, "eso kho āvuso bhikkhūnam veyyāvaccakaro" ti. so ce dūto tam veyyāvaccakaram saññāpetvā tam bhikkhum upasankamitvā evam vadeyya, "yam kho bhante āyasmā veyyāvaccakaram niddisi, saññatto so mayā, upasankamatu āyasmā kālena, cīvarena tam acchādessatī" ti, cīvaratthikena bhikkhave bhikkhunā veyyāvaccakaro upasankamitvā dvittikkhattum codetabbo sāretabbo "attho me āvuso cīvarenā" ti, dvittikkhattum codayamāno sārayamāno tam cīvaram abhinipphādeyya, icc' etam kusalam. no ce abhinipphādeyya, catukkhattum, pancakkhattum, chakkhattuparamam tunhibhūtena uddissa thātabbam. catukkhattum, pancakkhattum, chakkhattuparamam tunhībhūto uddissa titthamāno tam cīvaram abhinipphādeyya, icc' etam kusalam, tato ce uttarim vāyamamāno tam cīvaram abhinipphādeyya, nissaggiyam pācittiyam. no ce abhinipphādeyya, yat' assa cīvaracetāpanam ābhatam, tattha sāmam vā gantabbam dūto vā pāhetabbo, "yam kho tumhe āyasmanto bhikkhum uddissa cīvaracetāpanam pahinittha, na tam tassa bhikkhuno kiñci attham anubhoti, yuñjant' āyasmanto sakam, mā vo sakam vinassā" ti. ayam tattha sāmīci.

[kathina-vaggo pathamo]

「資産家」(gahapatika) とは、「王、王臣、バラモンを除く他の資産家」(V. III. 222)、 あるいは「在家者」(Cf. 捨堕 6 註) のこと。「衣代」(cīvaracetāpana) とは,「黄金など の不相応なもの (akappiya)」をいい、「金 (suvaṇṇa=jātarūpa)・銀(rajata=rūpiya)・ カハーパナ銭(kahāpaṇa=金製,銀製,天然物)・マーサカ銭(māsaka=銅製,木製, 樹脂製)の四は捨堕物 (nissaggiya-vatthu) であり、真珠 (muttā)・宝石 (maṇi)・瑠 璃(veļuriya=キャッツアイ)・貝殻(saṅkha)・シラー石(silā)・サンゴ(pavāļa)・ル ビー (lohitaṅka)・めのう (masāragalla)・七穀 (satta-dhañña)・男女奴隷 (dāsīdāsa)・田 (khetta)・屋敷 (vatthu)・花園 (pupphārāma)・果樹園 (phalārāma) な どは悪作物 (dukkaṭa-vatthu) であり、これらは自分のためにも塔・僧団・別衆・個人の ためにも受領することができない」(K. 67; KA. 310-311; Cf. Sp. 689-690)。「我々は衣 代を受けない」とは、「相応しいもの(kappiya)として運ばれてきた衣料(cīvaramūla) も、このような使者の言葉によって、不相応なもの(akappiya)になっているから、それ は捨てられねばならない」(K. 67) の意。この場合の「相応」とは戒律に相応しいもの (浄),「不相応」とは戒律に相応しくないもの(不 浄)と い う こ と で あ る。「執 事 人」 (veyyāvaccakara) とは、「相応人」(kappiya-kāraka) [浄人] のこと、 あらゆる務め を行う者(kiccakara)を い う。この相応人には,五の同法者(比丘・比丘尼・正学女・ 沙弥・沙弥尼) を除いて,誰でもなることができる(K. 67; KA. 311)。「六回を限度に, 沈黙により指定し,立つべきである」とは,「かれは,最高六回まで,衣を指定し,沈黙し て立つべきである。坐ってはならない。物を受取ってはならない。法を説いてはならない。 『なぜ来たのですか』と言われたならば,『友よ, 知ってほしい』と だ け言らべきである」 (V. III. 222; K. 68) の意。また,ここでは「最高三回までの催促(codanā)と六回まで の佇立(thāna)が許されているから、催促の二倍の佇立が許されていることになる。した がって、もし催促するだけで 佇立しないならば、六回の催促が 得られる。もし佇立するだ けで催促しないならば、十二回の佇立が得られる。もし 両方を 行なうならば、一回の催促 によって二回の佇立が減らされねばならない」(K. 68) などとも言われている。「これがそ の場合の正しい方法である」とは、「これがその場合の、如法のもの (anudhammatā) で あり、出世間法に従ったもの (lokuttaradhammam anugata) であり、務めの法にかな うもの(vattadhammatā)である」(K. 69) の意(Cf. 僧残13末尾註)。なお本学処は, サーヴァッティにおいて、 ウパナンダ長老が信者のところへ行き、 一日待ってほしいと言 われながら、強いて衣を求めた事件を理由に、制定されたものである。

<2. 絹品>

[捨堕11] 絹に関する学処(戒30)*

比丘にして、絹の混じった敷物を作らせるならば、捨堕となる。

11. kosiya-sikkhāpada

yo pana bhikkhu kosiyamissakam santhatam kārāpeyya nissaggiyam pācittiyam.

「絹の混じった」とは、「一本の絹糸でも、たとえそれを作る所に風の力で落ちてきたものでも、混じった」(K. 69) ということ。「敷物」(santhata) とは、「織られたものではなく、拡げて作られたもの」(V. III. 224) をいう。「作らせる」とは、「自分のためにも、他人のためにも、両者のためにも、作らせる」の意。なお本学処は、アーラヴィーにおいて、六群比丘が繭作りのところへ行き、絹の混じった敷物を作らせた事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕12] 純黒の羊毛に関する学処(戒31)*

比丘にして、純黒の羊毛の敷物を作らせるならば、捨堕となる。

12. suddhakāļaka-sikkhāpada

yo pana bhikkhu suddhakāļakānam eļakalomānam santhatam kārāpeyya, nissaggiyam pācittiyam.

「純黒の」とは、「純粋に黒色の、他色の混じっていない」(K.69)ということであり、「黒」には「生来の黒色」と「染めた黒色」の二が知られる(V.III.225)。なお本学処は、ヴェーサーリーにおいて、六群比丘が在家者の楽しむ 純黒の 羊毛の敷物を作らせた事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕13] 二分に関する学処(戒32)*

比丘が新しい敷物を作らせる場合、二分は純黒の羊毛が、第三分は白色の羊毛が、第四分は褐色の羊毛が取り入れられねばならない。もし比丘が、二分の純黒の羊毛を、第三分の白色の羊毛を、第四分の褐色の羊毛を取り入れずに新しい敷物を作らせるならば、捨堕となる。

13. dvebhāga-sikkhāpada

navam pana bhikkhunā santhatam kārayamānena dve bhāgā suddhakāļakānam eļakalomānam ādātabbā, tatiyam odātānam catuttham gocariyānam. anādā ce bhikkhu dve bhāge suddhakāļakānam eļakalomānam tatiyam odātānam, catuttham gocariyānam navam santhatam kārāpeyya, nissaggi-

yam pācittiyam.

「二分」とは四分の二,「第三分」とは四分の一,「第四分」とは四分の一の量のこと。 たとえば四トゥラー(tula)量のものを作らせる場合,純黒羊毛を二トゥラー量,白色羊毛 を一トゥラー量,褐色羊毛を一トゥラー量にすることをいう(V.III.226; Sp. 684; K.70)。 なお本学処は, サーヴァッティにおいて, 六群比丘が純黒羊毛の敷物を端にわずかの白色 羊毛を取り入れて作らせた事件を理由に,制定されたものである。

[捨堕14] 六年に関する学処(戒33)*

比丘は、新しい敷物を作らせたならば、六年間所持すべきである。も し六年以内に、その敷物を捨てたり、あるいは捨てずに別の新しい敷 物を作らせたりするならば、許可のある比丘を除いて、捨堕となる。

14. chabbassa-sikkhāpada

navam pana bhikkhunā santhatam kārāpetva chabbassāni dhāretabbam. orena ce channam vassānam tam santhatam vissajjetvā vā avissajjetvā vā aññam navam santhatam kārāpeyya, aññatra bhikkhusammutiyā, nissaggiyam pācittiyam.

「六年間」とは「少なくとも六年間」の意。「捨てたり」とは「他の者に与えたり」ということ、「捨てずに」とは「誰かに与えず」ということ(V. III. 229)。「許可のある比丘を除いて」とは、「僧団が病比丘に与える敷物の許可 を 除 い て」(K. 70) の意(Cf. 捨堕 2 註)。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が毎年敷物を作らせた事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕15] 坐具敷物に関する学処(戒34)*

比丘は、坐具敷物を作らせる場合、古い敷物の周囲から仏の手長を、 壊色のために、取り入れなければならない。もし比丘が、古い敷物の 周囲から仏の手長を取り入れずに新しい坐具敷物を作らせるならば、 捨堕となる。

15. nisīdanasanthata-sikkhāpada

nisīdanasanthatam pana bhikkhunā kārayamānena purāņasanthatassa sāmantā sugatavidatthi ādātabbā dubbaņņakaraņāya, anādā ce bhikkhu purāņasanthatassa sāmantā sugatividatthim navam nisīdanasanthatam kārāpeyya, nissaggiyam pācittiyam.

「坐具」(nisidana)とは「縁のあるもの」(sadasā)を、「敷物」(santhata)とは「織られたものではなく、拡げて作られたもの」をさす(V. III. 232)。したがって「坐具敷物」(nisīdanasanthata)とは、「縁のある敷物ということであり、ここに坐具と断っているのは、敷物に対する衣の想いを遮断するためである。なぜなら、かれら〔サーヴァッティの多くの〕比丘は、純毛衣の想いをもって敷物を捨て、頭陀支を受持したからである」(KA. 319)。「古い敷物」とは、「一度でも着たり一度でも纏ったりしたもの」(V. III. 232; Cf. 捨堕4註)、あるいは「一度でも坐ったり、横臥したりしたもの」(K. 70)とされる。「周囲から」とは、「片方の端から丸く、あるいは四角に、得られる部分を切り取り」の意。ただし「古い敷物がない場合は取り入れなくてもよい」(K. 70)と言われている。「仏の手長」(Sugatavidatthi)とは、仏の手の長さ(約75cm)をいう(Cf. 僧残6註)。「壊色」(dubbaṇṇa)とは、「好ましくない(aniṭṭha)、愛されない(akanta)、不快な(amanāpa)色(vaṇṇa)に相応するもの」(Sp. 164)であり、一般世間における価値の破壊が意味される。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が頭陀行者であることを示すために敷物を捨てた事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕16] 羊毛に関する学処(戒35)*

比丘が長い道を進んでいるとき、羊毛が生じたならば、希望する比丘は、受け取ることができる。運ぶ者がいない場合、受け取ってから三ョージャナの距離を限度に、手ずから運んでよい。もしそれ以上運ぶならば、たとえ運ぶ者がいなくても、捨堕となる。

16. eļakaloma-sikkhāpada

bhikkhuno pan' eva addhānamaggapaṭipannassa eṭakalomāni uppajjeyyum, ākaṅkhamānena bhikkhunā paṭiggahetabbāni. paṭiggahetvā tiyojanaparamam sahatthā hāretabbāni, asante hārake. tato ce uttarim hareyya, asante pi hārake, nissaggiyam pācittiyam.

神異常者の場合は無罪である」(K. 71)。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、一比丘が長い道を行き羊毛を得て自ら運んだ事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕17〕 羊毛の洗濯に関する学処(戒36)*

比丘にして,親族でない比丘尼に,羊毛を洗わせたり,染めさせたり,梳かせたりするならば,捨堕となる。

17. eļakalomadhovāpana-sikkhāpada

yo pana bhikkhu aññātikāya bhikkhuniyā eļakalomāni dhovāpeyya vā rajāpeyya vā vijaṭāpeyya vā, nissaggiyaṁ pācittiyaṁ.

ここでは、「古衣〔の洗濯〕に関する学処」(捨堕 4)に述べられた仕方で、すべての決定が解されるべきである(K. 71)。 なお本学処は、サッカ国(Sakka)のカピラヴァットゥ (Kapilavatthu) において、六群比丘が比丘尼たちに羊毛を洗わせたり染めさせたり梳かせたりした事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕18〕 金銀に関する学処(戒37)

比丘にして,金銀を取る,あるいは取らせる,あるいは近く置かれた ものを受用するならば,捨堕となる。

18. rūpiya-sikkhāpada

yo pana bhikkhu jātarūparajatam uggaņheyya vā uggaņhāpeyya vā upanikkhittam vā sādiyeyya, nissaggiyam pācittiyam.

「金銀」(jātarūpa-rajata) とは、「金(suvaṇṇa)と銀(rūpiya)のこと。しかしここでは、世間に通用しているカハーパナ銭(kahāpaṇa)、銅マーサカ銭(loha-māsaka)、木マーサカ銭(dāru-māsaka)、樹脂マーサカ銭(jatu-māsaka)など、そのすべてが、「銀[=金銭](rajata)と言われる」(K. 71; Cf. V. III. 238)。また「金」(jātarūpa)は、「師の色」(Satthuvaṇṇa)と呼ばれる(V. III. 238)が、「それは如来の色のようだがらである」(Sp. 689)。「取る」とは、「自分のために与えられているものとか、どこかに置かれている受取人のないものを見て、自分で取る」(K. 71)ということ。「近くに置かれたものを受用するならば」とは、「くこれは尊者がお持ちください〉とこのように直接的に、あるいは〈某名前の場所に私の黄金があります。それは貴方がお持ちください〉とこのように直接的に、あるいは〈某名前の場所に私の黄金があります。それは貴方がお持ちください〉とこのように間接的に置かれたものを、あるいはただ言葉や手振りだけで〈貴方に〉と言って喜捨されたものを、言葉と身体で拒否せず、心によって同意するならば」(V. III. 238; K. 71)の意。「捨堕」の「捨」とは、この場合、「僧団の中でのみ捨てられねばならない」(V. III. 238; K. 72)の意。なお本学処は、ラージャガハにおいて、ウパナンダ長老がある在家者

のところで肉の代わりにカハーパナ銭を受け取った事件を理由に、制定されたものである。

〔捨堕19〕 金銀の取引に関する学処(戒38)

比丘にして、さまざまな金銀の取引を行うならば、捨堕となる。

19. rūpiyasamvohāra-sikkhāpada

yo pana bhikkhu nānappakārakam rūpiyasamvohāram samāpajjeyya, nissaggiyam pācittiyam.

「金銀」(rūpiya)とは「金(=師の色),世間に通用しているカハーパナ銭,銅マーサカ銭,木マーサカ銭,樹脂マーサカ銭のこと」(V. III. 240),したがってこれは,先の学処に言われた「金銀」(jātarūpa-rajata)とその内容を同じくする。「さまざまな」とは,「加工 (kata),未加工 (akata),一部加工・一部未加工 (katākata) の」(V. III. 239)ということ。「金銀の取引」(rūpiya-saṁvohāra)とは,「金銀の交換」(jātarūparajata-parivattana)をいう。 先の学処は捨堕物と悪作物の受け取りを斥けているが, ここではその交換が斥けられている(K. 72)。 なお本学処は,サーヴァッティにおいて,六群比丘がさまざまな金銀の取引をした事件を理由に,制定されたものである。

〔捨堕20〕 売買に関する学処(戒39)

比丘にして、さまざまな売買を行なうならば、捨堕となる。

20. kayavikkaya-sikkhāpada

yo pana bhikkhu nānappakārakam kayavikkayam samāpajjeyya, nissaggiyam pācittiyam.

[kosiya-vaggo dutiyo]

「さまざまな」とは、「衣(cīvara)、施食(piṇḍapāta)、 臥坐具(senāsana)、 医薬(gilānapaccayabhesajja)という必需品、たとえ洗粉の塊(cuṇṇapiṇḍa)でも、 楊 枝(dantakaṭṭha)でも、 縁糸(dasikasutta)でも」(V. III. 241)、「衣などの相応品(kappiyabhaṇḍa)による種々の」(K. 73)ということ。「売買」(kayavikkaya)とは、「買うこと(kaya)、売ること(vikkaya)である。『これによって、これを与えてください。これをもって来てください。 交換してください。 代えてください』と、この仕方で、他人[=五の同法者(pañca-sahadhammika)を除く他の者]の相応品を取るならば、買うことになる。自分の相応品を与えるならば、売ることになる」(K. 73; KA. 324)。したがって、ここにいう売買はいわゆる物々交換が意味されている。「捨堕」の「捨」とは、この場合、「僧団、別衆、個人のうちのいずれかに捨てられねばならない」(K. 73)の意。ただし、「我々にはこれがあります。我々にはこれとこれが必要です」とこう言って自分の財で得られたものを取る場合、同法者と売買(交換)する場合、精神錯乱者の場合は無罪である。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウパナンダ長老が衣を一遊行者の高価な外

衣と交換した事件を理由に、制定されたものである。

<3. 鉢品>

〔捨堕21〕 鉢に関する学処(戒40)*

余分の鉢は、十日間を限度に、所持することができる。それを経過させれば、捨堕となる。

21. patta-sikkhāpada

dasāhaparamam atirekapatto dhāretabbo. tam atikkāmayato, nissaggiyam pācittiyam.

「余分の」(atireka) とは、「決意されていない(anadhiṭṭhita)、分有されていない(avikappita)」ということ(V. III. 243; Cf. 捨堕1註)。「鉢」(patta)とは、「鉄鉢(ayo-p°)・粘土鉢(mattikā-p°)の二鉢であり、鉢には大鉢(ukkaṭṭha-p°)・中鉢(majjhima-p°)・小鉢(omaka-p°)の三種がある。大鉢は、半アーラカ(ālhaka)量の飯と四分の一量の食物とそれに相当する副食物を容れるものである。中鉢は、ナーリ(nā-lika)量以下の飯を容れるものである。小鉢は、パッタ(pattha)量以下の飯を容れるものである」(V. III. 243)。細かくは、鉢に、大・大の小・大の大、中〔=大の半分〕・中の小・中の大、小〔=中の半分〕・小の小・小の大という九種が知られるが、大の大、小の小という二種は鉢ではなく、残りの七種が規定量の鉢であるとされる(K. 74; Cf. Sp. 703-704)。他については、捨堕1の仕方によって解されるべきである。 なお 本学処は、サーヴァッティにおいて、六群比丘が余分の鉢を所持した事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕22] 五ヵ所未満の接ぎ目に関する学処(戒41)

比丘にして、接ぎ目が五カ所に満たない鉢をもって、別の新しい鉢に代えるならば、捨堕となる。その比丘は、その鉢を、比丘の会衆に捨てなければならない。そして、その比丘の会衆における最後の鉢が、その比丘に、「比丘よ、これがそなたの鉢である。壊れるまで所持しなければならない」といって与えられるべきである。これがその場合の正しい方法である。

22. ūnapañcabandhana-sikkhāpada

yo pana bhikkhu ūnapañcabandhanena pattena aññaṁ navaṁ pattaṁ cetāpeyya, nissaggiyaṁ pācittiyaṁ. tena bhikkhunā so patto bhikkhuparisāya nissajjitabbo. yo ca tassā bhikkhuparisāya pattapariyanto, so tassa bhikkhuno padātabbo, "ayaṁ te bhikkhu patto, yāva bhedanāya dhā-

retabbo" ti. ayam tattha sāmīci.

「接ぎ目が五ヵ所に満たない」とは、「接ぎ目のない、あるいは接ぎ目が一ヵ所の、ある いは接ぎ目が二ヵ所の、あるいは接ぎ目が三ヵ所の、あるいは 接ぎ目が 四ヵ所の」という こと, また「接ぎ目」(bandhana) とは「二指〔量〕 の亀裂のもの」(V. III. 246) をい う。したがって「接ぎ目が五カ所ある鉢は鉢ではないから、別のものを 求めることが でき る。しかし、鉢の口の周囲から下に二指量の亀裂が一本でも走っていれば、その亀裂の最 下端に鉢通しで穴をあけ、煮沸し、糸紐・マカチ紐などで、あるいは 錫糸で 接ぎ、その接 ぎ目を、食べ物が付着しないように、錫片、あるいは何らかの接着剤で覆わねばならない。 そして鉢を決意し、使用すべきである。あるいはまた、〔小さな穴については錫片などによ る必要はなく、糸を入れ〕小さな穴にして決意することができる。砂糖を焼き、石の粉で接 いでもかまわない。一本だけで亀裂二本分の四指 [量] があるものには二本の接ぎ目が施さ れねばならない。なお一本だけで三本分の六指があるものには三本が、一本だけで四本分の 八指があるものには四本が施されねばならない。一本だけで 五本分の 十指があるものは, たとえ接がれても鉢ではない。別のものが 求められるべきである。これは 粘土鉢について の決定である。これに対して、鉄鉢の場合、五つ、あるいは それ以上の 穴があっても、そ れらが鉄粉とか釘とか銅片で接がれ、滑らかになれば、それ(鉢)はそのまま使用されねば ならない」(K. 74-75; KA. 327) などと言われる。「比丘の会衆に」とは「僧 団 の中での み」の意。「最後の鉢」(patta-pariyanta)については,「認定された分鉢人が,鉢に知ら れる徳を語った後、『尊者よ、これを受け取ってください』と、長老に言わねばならない。 もし長老がその鉢を好まない、あるいは欲がなくて受け取らない、というならばよい。が、 かれに同情して受け取らないならば悪作になる。しかし、もし受け取ったならば、長老の 鉢を第二長老に受け取らせる。この方法のみでもって、僧団の 新参者まで 受け取らせねば ならない。このようにして、かれによって 捨てられた鉢が 最後の鉢と呼ばれる」(K. 75) と言われる。なお本学処は、 サッカ国 (カピラヴァットゥ) において、 六群比丘が多くの 鉢を求めた事件を理由に、制定されたものである。

「捨堕23」 薬に関する学処(戒42)

病気の比丘は、つぎのものを薬として味わうことができる。すなわち、バター、生バター、油、蜜、糖である。それらを受け取った後は、七日間を限度に、貯え、使用してよい。それを経過させれば、捨堕となる。

23. bhesajja-sikkhāpada

yāni kho pana tāni gilānānam bhikkhūnam paṭisāyanīyāni bhesajjāni, seyyath' īdam: sappi, navanītam, telam, madhu,

phāṇitam. tāni paṭiggahetvā sattāhaparamam sannidhikā-rakam paribhuñjitabbāni. tam atikkāmayato, nissaggiyam pācittiyam.

「味わうことができる」(paṭisāyanīyānī) とは、「用いることができる」(paribhuñjītabbānī) の意。「バター」(sappī) とは牛バター (go-s°)・山羊バター (ajīka-s°)・水牛バター (mahisa-s°) といったその肉が相応しい動物のバターを、「生バター」(navanīta) とはそうしたものの生バターを、「油」(tela) とは胡麻油 (tila-t°)・芥子油(sāsapa-t°)・蜜樹油 (madhuka-t°)・蓖麻子油 (eraṇḍa-t°)・獣油 (vasā-t°) を、「蜜」(madhu) とは蜂蜜 (makkhikā-m°) を、「糖」(phāṇita) とは砂糖キビ (ucchu) からできるものをいう (V. III. 251)。「それらを受け取った後は」とは、「それらを材料としてではなく、それらを薬として受け取った後は」ということ。これによって、獣油を除き、ここに「一日の、つまり午前時のみの食用が許される〕時薬の材料(yāvakālīka-vatthu)としてあるそうした材料を受け取って作られるバターなどを、七日間〔つまり七日薬として〕経過させても、無罪であるということが示されている (K. 76)。なお本学 処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が五種薬を粗末に扱った事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕24] 雨季衣に関する学処(戒43)*

比丘は、夏季の残りが一ヵ月であるとき、雨季衣を求めることができる。夏の残りが半月であるとき、作り、着用することができる。もし、夏季の残りがこちらより一ヵ月であるときに雨季衣を求めたり、夏季の残りがこちらより半月であるときに作り、着用したりするならば、捨堕となる。

24. vassikasāţika-sikkhāpada

māso seso gimhānan ti bhikkhunā vassikasāṭikacīvaram pariyesitabbam. aḍḍhamāso seso gimhānan ti katvā nivāsetabbam. orena ce māso seso gimhānan ti vassikasāṭikacīvaram pariyeseyya, oren' aḍḍhamāso seso gimhānan ti katvā nivāseyya, nissaggiyam pācittiyam.

「夏季の残りが一カ月である」とは、「夏季四カ月の残りが最後一カ月である」(K. 77)ということ。「雨季衣」(vassikasāṭika-cīvara)とは、雨季における沐浴に用いられる布(衣)をいうが、ヴィサーカー信女の八願の一つに示され始まったとされる。「求めることができる」とは、「夏季の最後の月の第一日以降、カッティカ月の最後の日まで、『雨季衣の時期です』などと注意を喚起することによって、僧団を招請した者の所から、また自分の親戚である招請者の所からは『私に施してください』などと乞うことによっても求める

ことができる。親戚でもない要請者でもない所で注意を喚起するならば、〈務めを破ること〉で悪作となり、あれこれの方法で『私に施してください』などと言って乞うならば、〈親族でない者に告げる学処〉によって捨堕となる」(K. 77)の意。「作り、着用することができる」とは、「夏季の最後の半月の第一日以降、カッティカ月の最後の日まで、針仕事を終えることによって、一回でも変色程度の染色によって、また相応しい点(浄点)を打つことによって、作り、着ることができる、ということ。以上から、夏季の最後の月は求める期間であり、最後の半月は作り着用する期間でもあり、雨季の四カ月間はそのすべてをしてもよい、という意味が示されている」(K. 77)。「夏季の残りがこちらより一カ月であるときに」とは、「夏季の最後の月のこちらの部分から、冬季の第一日までの間に」(K. 78)、つまり夏季の残り一カ月以前に、ということ。「夏季の残りがこちらより半月であるときに」とは、「夏季の最後の半月からこちらの部分の半月間に」(K. 78)、つまり夏季の残り半月以前に、ということである。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、六群比丘が雨季衣を早くから求めて着た事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕25] 衣の奪還に関する学処(戒44)

比丘にして,他の比丘に自ら衣を与えた後,怒り,不快になって,奪 い返したり,あるいは奪い返させたりするならば,捨堕となる。

25. cīvara-acchindana-sikkhāpada

yo pana bhikkhu bhikkhussa sāmam cīvaram datvā kupito anattamano acchindeyya vā acchindāpeyya vā, nissaggiyam pācittiyam.

「自ら衣を与えた後」とは,「雑務などを期待して自分で与えながら」。「奪い返したり」とは,「雑務などを行わないのを見て,自分のものと思い,奪い返したり」(K. 78)ということ。これは波羅夷の状態を示すものであるが,自分のものとの思いをもって取る場合,波羅夷〔不与取に関する学処〕にはならない(KA. 336)。この学処の成立条件は,「分有できる最小量の衣であること〔Cf. 捨堕 1 註〕,自ら与えること,自分のものとの思いがあること,入団(具足)していること,怒りによって奪い返したり奪い返させたりすること」(K. 78)の五である。なお本学処は,サーヴァッティにおいて,ウパナンダ長老が弟子比丘に与えた衣を奪い返した事件を理由に,制定されたものである。

〔捨堕26〕 糸の要求に関する学処(戒45)

比丘にして、自ら糸を要求し、織師たちに衣を織らせるならば、捨堕 となる。

26. suttaviññatti-sikkhāpada

yo pana bhikkhu sāmam suttam viññāpetvā tantavāyehi

cīvaram vāyāpeyya, nissaggiyam pācittiyam.

[捨堕27] 大織師に関する学処(戒46)

比丘を指定し、親族でない在家の男性、あるいは在家の女性が、織師たちに衣を織らせる場合、もしその比丘が前もって要請されていないのに、織師たちに近づいて行き、衣について指図したとする、「友よ、この衣は私を指定して織られるものである。長く、広く、厚くしてもらいたい。よく織り、等しく伸ばし、よく梳き、滑らかに仕上げてほしい。我々も賢者方に何かをわずかでも贈りたい」と。このようにその比丘が言い、何ほどかでも、たとえわずかの托鉢食でも贈るならば、捨堕となる。

27. mahāpesakāra-sikkhāpada

bhikkhum pan' eva uddissa aññātako gahapati vā gahapatānī vā tantavāyehi cīvaram vāyāpeyya. tatra ce so bhikkhu pubbe appavārito tantavāye upasankamitvā cīvare vikappam āpajjeyya, "idam kho āvuso cīvaram mam uddissa viyyati. āyatañ ca karotha, vitthatañ ca, appitañ ca, suvītañ ca, suppavāyitañ ca suvilekhitañ ca, suvitacchitañ ca karotha. app' eva nāma mayam pi āyasmantānam kiñcimattam anupadajjeyyāmā" ti, evañ ca so bhikkhu vatvā kiñcimattam anupadajjeyya antamaso piṇḍapātamattam pi, nissaggiyam pācittiyam.

「要請されていないのに」とは、「衣の施主から要請されていないのに」(K.79)ということ。「たとえわずかの托鉢食でも」とは、「粥でも、軟食でも、硬食でも、団子でも、楊枝でも、縁糸でも、たとえ法を説くことでも」(V. III. 259-260)ということであるが、「この場合、比丘が托鉢食を贈るだけでその捨堕となるのではない。ただ、かれ(比丘)の言葉によってかれら(織師)が衣の施主の手から糸を取り、少しでも長くしたり、広くした

り、厚くしたりするならば、そのとき、かれらの行ないに対して、比丘は悪作となるのであり、獲得することによって捨堕となるのである」(K. 80)。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、ウパナンダ長老が要請されていないのに衣について 織師に 指図した事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕28] 至急衣に関する学処(戒47)

三カ月のカッティカ満月の十日以前に、比丘に至急衣が生じた場合、比丘は、「至急衣である」と考えて、受け取ることができる。受け取った後は、衣時の間、置いてよい。もしそれ以上置くならば、捨堕となる。

28. accekacīvara-sikkhāpada

dasāhānāgatam kattikatemāsikapuņņamam, bhikkhuno pan' eva accekacīvaram uppajjeyya, accekam maññamānena bhikkhunā paṭiggahetabbam. paṭiggahetvā yāva cīvarakālasamayam nikkhipitabbam. tato ce uttarim nikkhipeyya, nissaggiyam pācittiyam.

「三カ月のカッティカ満月」(Kattikatemāsi-puṇṇama) とは、「第一カッティカの満月(Paṭhamakattika-puṇṇama)」(K. 80)のこと、つまり雨季四カ月の第三月である「アッサユジャ月の満月」を、あるいは「前カッティカ月の満月」をさす。雨安居(vassa)には、雨季四カ月の第一月から入りアッサユジャ月〔=前カッティカ月〕に終わる三カ月のもの(=前雨安居 purima-v°)と、第二月から入りカッティカ月〔=後カッティカ月〕に終わる三カ月のもの(=後雨安居 pacchima-v°)があり、ここは前者の場合に言及するものである。「十日以前」とは、衣時となる雨安居終了の要請式(=自恋 pavāraṇā)の十日前ということ。「至急衣」(acceka-cīvara)とは、「旅行者、病人、妊婦、新しい信仰者たちのいずれかによって、『安居物を施します』とこのように告げて施されたものである。もしそれが要請式以前に分配されたならば、得た者は安居を中断することができない。中断したならば、その衣は僧団物となる」(K. 80; Cf. V. III. 261)。「衣時の間」(cīvarakālasamayaṁ)とは、「カチナ衣が配布されない場合は雨季の最後の月まで、カチナ衣が配布された場合は五カ月の間」(K. 80; Cf. 捨堕3註)をさす。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が臨時衣を受け取ってから衣時を過ぎて置いた事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕29] 疑いのある場所に関する学処(戒48)*

雨安居を終えて、カッティカ満月の日まで、疑いが認められ恐怖のある、森の臥坐所のような、そうした臥坐所に住む比丘は、希望するな

らば、三衣のうちのいずれか一衣を、村内に置いておくことができる。またその比丘に、その衣を離れて住むための、何らかの理由があるならば、六夜を限度に、その比丘はその衣を離れて住んでよい。もしそれ以上離れて住むならば、許可のある比丘を除いて、 捨 堕 と なる。

29. sāsanka-sikkhāpada

upavassam kho pana kattikapunnamam yāni kho pana tāni āraññakāni senāsanāni sāsankasammatāni sappţibhayāni, tathārūpesu bhikkhu senāsanesu viharanto ākankhamāno tinnam cīvarānam aññataram cīvaram antaraghare nikkhipeyya, siyā ca tassa bhikkhuno kocid eva paccayo tena cīvarena vippavāsāya, chārattaparamam tena bhikkhunā tena cīvarena vippavasitabbam. tato ce uttarim vippavaseyya aññatra bhikkhusammutiyā, nissaggiyam pācittiyam.

「雨安居を終えて」(upavassam)とは、「雨安居に入り、住み終えて」(K. 81)の意、「前安居を終えて」ということ。「カッティカ満月の日まで」(Kattikapuṇṇamam)とは、「(雨季)四カ月(最後)のカッティカ満月の日まで(Kattikacātumāsini)」、つまり後カッティカ月の満月の日までをいう(V. III. 263)。 すなわち、「三カ月の前安居を終えて、雨季の残り一カ月間に」ということである。「疑いが認められ」とは、「園林、園林の周辺で賊による殺人などが見られる」ということ。「恐怖のある」とは、「園、園林の周辺で賊による殺人などが見られる」ということ(V. III. 263)。「村内に置いておくことができる」とは、「森の臥坐所の周囲一帯にある自分の好む托鉢村に置くことができる、ということ。ただしそれは、つぎの四種の条件が整うことによる。すなわち(1)前安居に入り大要請式を終えていること、(2)カッティカ月のみであること、(3)少なくとも五百弓の距離にある臥坐所であること。距離が不足している場合、一ガーヴタを超えている場合は不可。托鉢をして食事時間には精舎に戻って来ることができる所であること、(4)疑いと恐れがあること」(K. 81)である。「それ以上」とは、「六夜を超えて、その臥坐所で 七回目の 朝日を昇らせれば」の意。なお本学処は、サーヴァッティにおいて、多くの比丘が 雨安居を終え衣を離れて住んだ事件を理由に、制定されたものである。

[捨堕30] 着服に関する学処(戒49)

比丘にして, 知っていながら, 僧団の利得として向けられたものを, 自分に向けるならば, 捨堕となる。

30. pariņata-sikkhāpada

yo pana bhikkhu jānam sanghikam lābham parinatam attano parināmeyya, nissaggiyam pācittiyam.

[patta-vaggo tatiyo]

「僧団の」(saṅghika)とは,「僧団所有の」(saṅgha-santaka)ということ。「利得」(lābha)とは,得られた衣などの物(V. III. 266; K. 82; Cf. 捨堕20註)をいう。「向けられたもの」(pariṇata)とは,「『施しましょう,行ないましょう』と言葉を発することにより,あるいは手振りにより,僧団に傾けられたものとしてあるもの」。「自分に向けるならば」とは,「『これを私に施してください』などと言って,自分に傾けるならば」(K. 82)ということ。なお本学処は,サーヴァッティにおいて,六群比丘が僧団に向けられた衣を自分に向けた事件を理由に,制定されたものである。

皆さん、三十の捨堕法は唱えられました。

そこで、皆さんにお尋ねします。この点について清浄で しょうか。

再びまた、お尋ねします。この点について清浄でしょうか。

三たびまた、お尋ねします。この点について清浄でしょ うか。

ここにおいて、皆さんは清浄です。それゆえ、沈黙して いるのです。

このように、私はこのことを了解いたします。

[捨堕終わる]

uddițțhā kho āyasmanto timsa nissaggiyā pācittiyā dhammā.

tatth' āyasmante pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā.

dutiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. tatiyam pi pucchāmi, kacci 'ttha parisuddhā. parisuddh' etth' āyasmanto, tasmā tuṇhī, evam etaṁ dhārayāmi.

(Nissaggiyā pacittiyā niṭṭhitā)